

平成23年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成23年3月1日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石井孝昭  
5番 桜田秀雄  
6番 林修三  
7番 山口孝弘  
8番 小高良則  
9番 湯浅祐徳  
10番 川上雄次  
11番 新宅雅子  
12番 横田義和  
13番 鯨井眞佐子  
14番 加藤弘  
15番 山本邦男  
16番 京増藤江  
17番 右山正美  
18番 小澤定明  
19番 京増良男  
20番 丸山わき子  
21番 中田眞司  
22番 古川宏史

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司				
副市	長	高橋一夫				
教	育	長 川島澄男				
総	務	部 長 浅羽芳明				
市	民	部 長 森田隆之				
経	済	環	境	部	長	並木敏
建	設	部	長	糸久博之		
会	計	管	理	者	江澤弘次	

教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

+

+

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成23年3月1日（火）午前10時開議

- 日程第1 請願第23-1号  
議案第2号から議案第29号  
質疑、委員会付託
- 日程第2 休会の件

## ○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、請願第23-1号及び議案第2号から議案第29号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

なお、小高良則議員から質疑通告の取り下げがありましたので報告します。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め、40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

最初に、山口孝弘議員の質疑を許します。

## ○山口孝弘君

それでは、私は、議案第14号、議案第22号の2つについて、質問させていただきます。

まず初めに、平成22年度八街市一般会計補正予算について、歳出7款2項3目道路新設改良費中、市道114・116・210号線交差点改良事業費について質問させていただきます。

議会の答弁の中では、今年度買収、新年度で道路改良と信号機の設置をすると答弁されておりました。しかし、担当課より、地権者の了承が得られなかったということで、凍結となりましたが、この交差点、先日も大きな事故がありました。八街市でも、とても危険な交差点の1つと考えられますが、この経緯と今後どのような方向性で考えているのか、お伺いいたします。

## ○建設部長（糸久博之君）

当該交差点改良事業につきましては、平成22年度から23年度にかけて整備をする予定となっておりますが、市道210号線側の地権者の用地交渉が困難となったことによりまして、事業を一時凍結することになりました。

なお、市道114号線側の地権者で、一部用地が取得できるめどがついたために、歩道整備を繰越事業で実施する予定となっております。

この交渉につきましては、21年度から事前をお願いをしておったんですけども、また、用地も最小限にかかるような形で、再度協議をしたんですけども、同意に至らなかったということでございます。

## ○山口孝弘君

今現在、子どもたちは、朝夕と変則的な交差点と交通量によりまして、なかなか道路を渡れない、そういう現状であります。

また、信号機がないため、今現在、子どもたちは歩道側がある方が渡れなくて、そこにたどり着けなくて、歩道側がない方を歩いたりとかされておりまして、大変危険な箇所だと思っております。地元の皆さんは、笹引学区や南学校区の皆さんが必死になって、子どもたちの安全確保に努めていただいておりますが、早急なこの道路改良、信号機の設置をしていただきたい、そう願いますが、今後ですが、なかなか地権者の了承が得られなかったということなんですが、今後、道路設計の変更を含めた形での検討もしていただけないかなと、お聞きいたしますが、よろしく申し上げます。

#### ○建設部長（糸久博之君）

現在の交差点の線形につきましては、警察との協議の中で決定していることから、変更することは難しいと思われませんが、市内部で協議し、事業として再度立ち上げることは別に、線形を変更することが可能なのか、再度、警察と協議する方向で検討してまいりたいと考えております。

#### ○山口孝弘君

ぜひとも、子どもたちの安全確保、それを最重要課題として捉えていただいて、ぜひとも信号機の設置、そして安全な道路改良に努めていただきたいと思います。

次に、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算について、歳入21款1項4目臨時財政対策債についてお伺いいたします。

77ページなんですけど、前年度は12億5千万円で、新年度予算では11億円と多額の金額であります。先日の全員協議会の中で、課長より、この臨時財政対策債を借りないと損をするという話がありました。その言葉の意味、あと、この返済はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

それでは、臨時財政対策債についてご答弁の方を差し上げたいと思います。

ご案内のように、臨時財政対策債とは、平成13年度から地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債、国でいいますと赤字国債ということになるわけがございます。それ以前は、地方全体の財源不足を国の交付税特会で借りまして、地方交付税として地方団体に配分するという感じになっておったわけです。つまり、基本的に臨時財政対策債というのは、普通交付税の代替措置ということで、制度的に発行が認められているというような地方債になっておるわけがございます。

そして、この臨時財政対策債については、個々の自治体、市町村、都道府県もそうなんですけど、借りるわけがございますが、この償還費、返す金額については、全額後年度に普通交付税措置がされると。100パーセント償還費が普通交付税の基準財政需要額に入るというような地方債でございます。

実際、全員協議会のときに、私の方から借りないと損をするというお言葉を発したかもしれませんが、正確に言うと、基本的には一般財源、普通交付税と全く同じ考えということでございますので、例えば不交付団体でも、この臨時財政対策債を借りられることは可

能であります。基本的には、その自治体の一般財源が、その年度にどのくらい確保できるかということでございまして、臨時財政対策債については、あえて借りないということでもできないわけではございません。ただし、本市の財政運営における歳入が、市税と地方交付税が一般財源の太宗を占めるということでございますので、臨時財政対策債も地方交付税と同じということでございますので、ほかに一般財源、臨時財政対策債にかわる一般財源を確保することは不可能ということで、22年度、正式には13億9千140万円ほど借りたわけございまして、これを借りないで、例えば財調の基金で充当するとか、そういう方法もあるかと思っておりますけれども、やはりこの10何億円という一般財源を生み出すことは不可能ということで、借りなければ、八街市の財政運営ができないということで、まして普通交付税で後年度100パーセント見られますので、ある意味、ちょっと言葉が足りなかったかもしれないかもしれませんが、借りないと損というよりも、借りないと財政運営がやっていけないということで、全員協議会の方の説明は、私の言葉足らずだったということかもしれませんけれども、その辺はご理解をいただきたいと、そのように考えております。

#### ○山口孝弘君

今、説明がありましたが、臨時財政対策債、償還経費は後年度の地方交付税に理論的に算入されると。この地方債の取り扱いであることは変わりはないということだと思います。

そこで、公債費比率には加算されるのか、お伺いいたします。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

今、財政健全化の4指標の中に、実質公債費比率というのがございまして、平成21年度、本市が11.7パーセント、財政課判断の基準が25パーセント、再生が35パーセントということで、私ども、まだまだ低い数字でございまして、この実質公債費比率の中に臨時財政対策債の取り扱いについては、実質公債費比率の算式というのがあるんですけれども、分母と分子がありまして、その両方とも、臨時財政対策債の償還分にあたる基準財政需要額が引けるとということで、分母からも引ける、分子からも引けるとということで、全く実質公債費比率には、臨時財政対策債の償還が影響ないということで、心配はないということでございます。

#### ○山口孝弘君

新年度予算について、今回さまざまな議員から指摘されているところもあると思いますが、健全財政をぜひとも堅持していただいて、適切な財政運営に努めていただきたいと思いますし、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

#### ○議長（古川宏史君）

以上で、山口孝弘議員の質疑を終了します。

次に、林修三議員の質疑を許します。

#### ○林 修三君

それでは、私の方からは、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算中、2つにわたってお聞かせいただきます。

まず初めに、歳出2款1項1目一般管理費中、職員研修費の減額理由ですね。平成22年には179万8千円であったものが、新しい平成23年度の予算案では、146万円に減額されております。その理由と主たる研修内容についてお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

職員研修でございますけれども、平成18年1月に八街市職員人材育成基本方針というのを策定しております。この方針に基づいて各種研修を実施しているということ。それから、例えば印旛郡市の広域市町村圏事務組合、あるいは県の自治研修センター、こういったところの研修機関への派遣等を通じて、資質の向上に努めているというところでございます。

ご指摘のとおり、新年度でございますけれども、金額的に減額になっているということの理由でございますが、細かく申し上げますと、まず、旅費については8万円程度の減額になっております。これについては、極力、公用車を利用するというようなことで、歳出削減に努めているところでございまして、実績に伴って積算をして減額ということにしております。

それから、委託料なんでもございますけれども、これは専門的な知識の習得のために、研修機関へ派遣をするというような形のほかに、庁内で委託業務によって実施をするというようなものでございますが、その内容につきましては、一応、精査をしたところ、ある程度、例えば対象職員を限定して行うというようなことも必要だろうということもございましたので、その委託料が12万円程度減額ということになってございます。

それから、先ほど来、申し上げているような研修機関への派遣研修でございますが、これは特に建設部関係の研修が主なものになるかと思いますが、これについては、担当の方から要望に基づいて派遣を行っているということでございますが、23年度におきましては、必要な科目を確認したところ、13万5千円の減額になっているというようなことでございます。

それから、研修の内容でございますけれども、先ほど来、申し上げておりますように、庁内で行っている研修、それから派遣研修ということで、いろいろな形はございます。今後も引き続き、委託研修、派遣研修、それから新たに来年度につきましては、職員から研修科目を公募しようというようなことも考えてございますので、そういったものも導入しながら、充実を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○林 修三君

職員研修費の中に入っているかどうか、私、不勉強で申し訳ないのですが、社会教育主事の資格取得については、どんな扱いになっているのですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、議会の方でもご質問いただいております、資格取得のための研修につきましては、現在、在職している職員に対して、資格を取らせるということで、ご答弁申し上げているところでございます。これについては、具体的に教育委員会の部門と協議を詰めておりませんので、教育委員会の方の部門から必要性が生じたときには、私どもの方、総務担当、人事担当の方で研修に係る費用、これを補正なりということで対応させていただければとい

うふうに考えるところでございます。

#### ○林 修三君

それでは、まず、職員研修費、いろいろと予算がない中で切り詰めているというか、見直しの中で、そういう、今、申し上げていただいた内容を組まれたということなんですけれども、基本的には、例えば住民サービスの向上とか、職員の資質向上とか、いろんなこと、あるいは市の行政が改革されなければいけないとか、いろんなことが言われているし、なおかつ言い方は悪いんですけれども、議会でそういう市民サービスの向上とか、そういったことを議員各位から申し上げられているにも関わらず、そういう大事なところの予算を、せめて現状維持ぐらいならわかるんですけれども、職員の大事な研修を削るということについて、私は疑問を感じるんですよ。やはり職員のあり方が市民に問われているし、議員各位も市民の代弁として、ここで申し上げているんです。それに対する取り組みが、悪いのですが、やや緊張感が不足しているんじゃないかと。そういう面で、やはりより以上の市民サービス向上に向けた職員研修とか、職員の今後のあり方について、補正でも構いませんが、少しやはり取り組みをしていただきたいということを、まず、お願い申し上げます。

次に、同じ一般会計の中で、歳出2款1項11目諸費の中で、ふれあいバス運行事業、これは増額となっているんですけれども、具体的にいうと平成22年が436万6千円、これが平成23年度の一般会計案では、505万7千円ということでありまして、その増額理由や、ふれあいバス運行に対して、市として基本的にどう考えているのか、お伺いいたします。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

まず、ふれあいバスの予算の増額の件でございますけれども、ご承知のとおり、今年度、ふれあいバスの運行協議会の設置をいたしまして、先般、この協議会から提言書を受け取ったところでございます。これから、その提言内容等を踏まえまして、ダイヤ改正等に向けた作業を行っていくということになります。そこで、増額ということになりますが、まずはそのダイヤ改正に向けた準備経費を計上したことによって増額となっている点が1つでございます。

若干、内容を申し上げますと、例えば回数券、あるいはコース図、時刻表の印刷に係る経費。それから、路線案内板の作成費、あるいはバスの車内放送の作成費。それからコース図、あるいは時刻表を新聞折り込みする予定でございますので、その新聞折り込みの経費。それから、バス停用の備品。これらを新たに計上するということの増額が1点。

それから、運行経費でございますが、前年度と今年度の収入比較をして、23年度、新年度の運賃収入の推計をはかったところ、やはり減少が見込まれるということでございます。ふれあいバスの運行に係る経費につきましては、その運行の費用と運賃収入、その差額分を事業実施者に支払いをしているということになりますので、その収入が下がるということになると、その分、増額計上しなければいけないということで、その2点で増額ということになっております。

それから、ふれあいバスの運行方針といえますか、これにつきましては、広く市民の足として定着をしているというような事実がございますので、これを継続的に、安定的に運行を維持していくことを基本と考えておるところでございます。

**○林 修三君**

あと、もう1点なんですけれども、これは難しい問題かもしれませんが、今後、このふれあいバス、いろいろと協議会を持たれるんですけれども、それとプラスして、このふれあいバスの一部を沖分校の5、6年生の子どもたちにスクールバス的な、希望者でも構わないんですけれども、そういうスクールバス的に乗っていただくダイヤ改正を含めていく考えはありますか。

**○総務部長（浅羽芳明君）**

今後というのが、どの程度のお話になるか、私の方もちょっと答弁しづらい部分がございますが、先ほど来、答弁しておりますように、今年度、ふれあいバスの運行協議会を開催して、その結果、提言に基づいてダイヤ改正、あるいはコース変更等をするわけでございますが、今のようなお話については、特に、その中では提言といえますか、話はされておられません。

基本的には、従来から出ていますように、デマンドバス、あるいはスクールバス的な利用もということもございますが、なかなか現在の財政状況を考えますと、それらをあわせて行うということには、かなり難しいものがあるのではないかとこのように感じておるところでございます。

**○林 修三君**

23年度、ふれあいバス運行協議会の中で、いろんな意見も出されるんでしょうけれども、当然、白紙の状態ではなくて、市の考えも入れながら協議会委員の話も聞いていくという形になるのしょうから、その中で、先ほど申し上げました基本方針とか、あるいは、私が今、沖分校の話をしましたけれども、やはり高齢者にとっても、子どもたちにとっても、やはり利便性のある、ふれあいバスの運行について、より協議していただきたいし、市の方針としても強く出していただきたいことを希望いたします。よろしく願いいたします。以上でございます。

**○議長（古川宏史君）**

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

**○桜田秀雄君**

それでは、まず最初に、議案第2号についてお尋ねをいたします。総じて妥当ではないかなど、こういうふうを考えているわけでございますけれども、処分に関わる審査会、こうした機関、あるいは、その他の各種の委員会があるんですが、項目によっては会長が据え置きになったり、あるいは委員だけがかわったり、あるいは、その他の各種の委員会では、一律として下げていると、こういうふうになっているんですけれども、この目的と根拠をお聞き



したいと思うんですが。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的には、行財政改革の一環という形で行ったものでございまして、長期間、見直しを行ってこなかったということが1つ。それから、他市と比較をすると、若干、高目に設定がされているというようなことが、もう一つというようなこと。それから、根本的には、基本的には、行財政改革の一環として行ったということでございます。

内容的には、今、お話にあったように、基本的には一律に減額をするということを基本的な考え方としておりましたけれども、その中でも特に処分に係る審査を行う機関、例えば固定資産の評価審査委員会等ということでございまして、これ等については、異議の申し立て等があることもあります。要するに行政不服審査の対象となるというような、そういったこともありますので、そういったことは区分として分けたというようなことでございます。

それから、あとは業務に従事する機関、例えば嘱託医とか、予防接種医ということで、それなりの資格を持って業務にあたるということで、区分をしたということでございます。

○桜田秀雄君

私も幾つかの委員会に所属をしているんですけども、例えば処分に係る機関、これはやはり相当の審議時間、これは当然必要になるんだらうと、私はそういう認識をしているんですけども、私が所属している委員会などは、長くても約2時間、こういう程度ではないかなと思うんですけども、その辺、例えば一例を挙げて、ご説明はできますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

時間的には、各担当に調査をいたしました。概ね2時間程度の会議が多いのではないかなというようなことで、報告を受けております。逐一、今、手元に資料がございません。そういったこともございまして、2時間を基本として、単価的に1時間あたり2千500円というような単価をもとに、会議時間は2時間だろうということで、一般的な審議会等の委員さんの報酬を5千円というような形で設定をさせてもらったということでございます。

○桜田秀雄君

わかりました。

それでは、次に、議案第3号、これについてお尋ねをするんですが、特別職の給与等に関しては、本条例がありますよね。また、特例条例もあると。僕の認識で言ってもいいかどうか、わかりませんが、平成8年に本条例の全面的な改正を行ったような経過があります。平成14年から特例条例、これができ上がったと、そういうふうに認識をしているんですけども、この特別職の給与、これは、なぜ特例条例でやらなければいけないのか。本条例をなぜ変えられないのか。まず、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに特例条例で継続をしているということでございます。この特例条例で改正をする理由等につきましては、今後の状況によりまして、さらに市長をはじめとする特別職の給与の額、これは検討する必要があるというようなことも、市長もそういうようなご判断をされて

おるといふことをごさいますので、期限を切つて特例によつて改正をするといふやうなことをごさいます。

○桜田秀雄君

例えば報酬審議会、特別職等の報酬審議会といふものがござさいますけれども、この中で条例の上程にあつては、その諮問に忠じて、審議会委員の意見を聞くことになつていて、こつういふやうになつておりますけれども、今回の件について審議会の中で、審議委員からどのやうな意見が出されているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この特別職の給与の改正につきましては、本則の改正といふことではござさいますので、私どもとしては、特別職の報酬審議会には諮問はしてござさいません。

○桜田秀雄君

それでは、次に、議案第6号、これについてお伺ひしたいと思ひます。

これは、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、こつういふこと、国の方の総予算が1千億円、こつういふこと、その中のいただいた一部を基金に積み立てる。こつういふ内容だと思ひますけれども、国の交付金対象、僕もこれを読んでよくわからないんですけども、これをインターネットで調べたんですが、1、交付金対象、実施計画を策定する地方公共団体。2つ目に交付方法として実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助金等の地方分担金の合計に対して、交付限度額を上限として交付するものであると。3つ目に交付限度額、外形基準に基づいて、総計の500億円のうち第一次交付限度額を設定、残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付金限度額を超える地方団体にあつて、本対策の趣旨に沿つた効果が高いと認められる事業に配分をすると、こつういふやうになつているんですけども、この金額といふのは、総額と理解してよろしいのでしょうか。この事業で八街市に交付される金額。この後も追加はあるのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

この住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、本市の交付限度額が1千181万6千円で、これについては、22年度の国の補正予算、11月26日に成立したものでござさいますので、この金額は決定といふこと、内閣府の方から内示等が来ておりますので、あくまでも22年度補正予算に対応する交付金といふことをごさいますので、私ども1千181万6千円については、これ以上変わらないといふことをごさいます。

○桜田秀雄君

この事業、一応、積み立てるわけですけども、具体的な事業計画なんかは、頭の中にあるのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

本交付金の事業については、一応、3点ほど内閣府の方に、もう既に実施計画の方を上げております。その内容につきましては、1点目が本交付金については、一応、3分野に分かれておりまして、1点目は知識の「知」の地域づくりの分野として、平成22年度3月補正

予算に計上してございますが、図書館に電動式書架、本棚ですね。これを2台購入するというので、3月補正の方に図書館費として、事業費規模が204万円を3月補正の方に計上しております。この204万円のうち、この交付金を充当する金額については、136万1千円でございます。

それから、2点目として、分野といたしましては、弱者対策自立支援の分野ということで、23年度の当初予算に載せてございますが、市立保育園の加配、臨時職員の2名増員に要する経費ということで、予算措置については、23年度と24年度の2カ年度に計上することとしておりまして、予算規模は23年度、24年度とも同額の641万5千円、合計で1千283万円で、本交付金の充当額は2カ年度で872万円を予定しておるところでございます。

3点目は、分野としては2点目と同じく、弱者対策自立支援の分野で、教育委員会関係の学校教育相談員の1名増員に対する経費ということで、予算措置が同じく、23年度と24年度の2カ年度でございまして、予算規模が23年度、24年度ともに109万2千円、合計で218万4千円。本交付金の充当額は2カ年度で173万5千円と。いわゆる、この3つの事業に本交付金を充てるということで、内閣府の方には実施計画の方を、もう提出済みでございます。

#### ○桜田秀雄君

わかりました。

次に、議案第12号についてお尋ねいたします。

一応、特例ということで、それに対する施策だということでございますけれども、予防接種法では、ジフテリアとか、風疹、日本脳炎など、7種類が指定されておりますけれども、今回の八街市が行う事業、これは多分、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン等々に伴って、この特例を入れて、その補償は県の市町村接種事故補償費等で賄うんだと、そういうことだと思っておりますけれども、これは、また予防接種法の中で、そのほかに政令で定めるものというのがあるんですけれども、この3種類というのは、まだ、政令で定められる事項に入っていないのでしょうか。

#### ○市民部長（森田隆之君）

今年度から実施します3種類の予防接種、これにつきましては入っておりません。

#### ○桜田秀雄君

これは、先ほど申し上げましたけれども、健康被害があった場合には、千葉縣市町村接種事故補償等条例、これによって補償されるんだと、こういうことになっておりますけれども、これは特例条例、条項に指定されれば、補償は国に移行するとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

#### ○市民部長（森田隆之君）

国で行う定期予防接種、これに移行するというのではなくて、今回の改正によって、市長が必要と認めて行った任意の予防接種、これについて、その健康被害についても、調査の

対象に含めて、その調査の結果、救済の対象となった場合には、千葉県市町村予防接種事故補償等条例に基づいての補償が受けられるということで、国で行う予防接種、定期予防接種と、ほぼ同様の救済が受けられるというものでございます。

#### ○桜田秀雄君

それでは、次に、議案第22号、予算書の関係についてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、第1に、予算書の87ページ、何年か前に議員の交流会がありまして、そこに参加したんですが、その中で、ある市町村の議員から、うちの議会には予算書も読めない議員がいると、こういうお話がありまして、僕も議員になった頃でしたので、一瞬どきっとしたんですけども、なかなか予算書が読みづらいと。そういうことで、2年前、一応、予算書の給料については、職員の人数を入れてくれないかと、こういうことをお願いしまして、入れていただきました。例えば、一般人件費、この中で予算が2億3千567万1千円とありますけれども、これに59人という人数を入れていただいたので、簡単に計算すると399万円、1人あたり、こういうふうに出てきまして、手当が213万円、共済費が302万円、こういうことで、職員1人あたり、1年間で約914万円かかるんだなと、こういうことがわかるようになってきたんですけども、議案書を読みやすくしたいと、これは私の願いでございまして、財政課長、これは一応、予算書をわかりやすくするということは、法律的に無理なんでしょうか。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

予算書の様式については、地方自治法の施行規則の方に、概ね様式が設定されておりまして、これに沿いまして、各市町村、予算書の方は議会の方に提出、提案させていただいているというところございまして、なお、この説明欄につきましては、各市町村、自治体によって工夫をして、わかりやすいような書き方、私どもの方は歳出の方は、この◎で、事業項目別に細かく書いてあるんですけども、これについては、各市町村、独自色を出しているということで、なるべく皆様、市民の方にもわかりやすい感じで、私どもとしても考えておるわけでございますが、ただ、あまり細かくすると、この予算書のボリュームが多くなっちゃいまして、その関係もあって、これがベストと言えるかどうかはわかりませんが、なるべくわかりやすいような予算書にしたいと、常日頃考えているところでございます。

#### ○桜田秀雄君

例えば、各課に7等級の職員が何人かいて、2等級の職員が何人いると、こういうことは、僕らは、この予算書を審議する上では、どうでもいいことだと思うんですね。いかに事業費が身に入ってくるか、わかりやすいか。それが、僕らの審議する上では、一番重要なところではないかと思うんですけども、そういう意味で、課長もいろいろ、別に資料を作ってくださいっておりますけれども、今後も、ぜひ、わかりやすい審議ができるような、そういう付録というか、雑誌というか、そういうのに力を入れていただきたいなと、このように思います。

それでは、次に、2項については、質問をやめさせていただきます。

次に、3項の市民参加協働条例、これについてお尋ねをするんですけども、検討委員会を立ち上げてやるんだと、そういうことでございますけれども、検討委員会の交互の関係、あるいは構成、また、23年度等にどのくらいの会議を予定しているのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

協働のまちづくり検討協議会のご質問だと思いますが、これについては、新年度ということでございまして、まだ、具体的なところまで踏み込んだ協議といたしますか、検討はしてございません。内容的には、市民を主体として協働に関する知識の習得、あるいは勉強会などを行いながら、市民の側の意識を醸成させていく研究会的な組織というふうに考えておるところでございます。

予算上でございますけれども、研修会については、年4回程度開催できたらなということで、予算化はしておるところでございます。

○桜田秀雄君

昨年、勉強会をやりましたけれども、講師は千葉大の関谷講師、多分これからも、そうなるんだろうと思うんですけども、関谷教授はご存じのように、佐倉とか、流山とか、千葉県内で議会の基本条例、あるいは自治基本条例、市民参加協働条例、こういうのを本当にアドバイザーとして一生懸命やられています。八街でも協働に関する市民の意識というのは、僕は根強いものがあるんだろうと、こういうふうに思うんですね。例えば八街駅北口の再開発の用地、ここは草がぼうぼうでして、市民グループが何回か、7、8人で草刈りをやった、そんな経緯がございます。その市民団体の話を聞きますと、どうも市の職員は協働に関する意識が弱いと。そういうことで、市民の側からアプローチをする上で、身近な草刈りを買って出ようと、こういうことでやったらいいんですけども、なかなか市役所の職員の皆さんの協力というか、理解というか、これが得られないと、こういうことで、こんなことではやってられないと、そういうことでやめてしまったという話も聞いています。市民に対して問いかけるのも結構なんですけれども、ぜひ、その前に庁舎内でしっかりと勉強会を開いて、意思統一を図っていただきたいなと、このようにお願いをしておきます。

次に、予算書104ページの総務管理費、防犯対策費についてお尋ねをいたします。

この委託料、13目地域安全パトロール1千210万9千円、これでございますけれども、これは平成22年、23年の2年間の事業で、ふるさと雇用再生特例基金による事業だと思うんですけども、この事業目的は、失業者等の雇用機会を創出するため、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を作り出す事業、こういう位置づけをされております。八街は警備会社に委託することになったわけでございますけれども、また、今年もそういうふうになるんだろうと思うんですけども、この際、委託契約を交わしていると思うんですが、その中で、今回っている2名、これは新たに雇用された職員なのか。それとも、もともと、この警備会社にいた職員なのか。その辺については、把握されておりますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この事業の趣旨が、今、議員がおっしゃられたように、雇用創出ということでございますので、その条件の中で、新たに雇用するものということになっておりますので、そのようなものと認識しております。

○桜田秀雄君

その辺は確認をされているというふうに理解してよろしいのかと思いますけれども、本来、雇用の受け皿を作るということは、事業の継続性がなければ、あまり意味がないと、こういうふうに思うんですね。これは、テレビで見たんですけれども、ある町で、いわゆるこの基金を使って、5人の人を新規に雇用したと。仕事内容が、いわゆる竹林、これが大変荒れているので、この伐採事業をやろうということで、その5人を充てていると。しかし、担当課長は、やはり5人を雇って、2年間の事業で、はい、さようならでは、これはやはり行政として責任がまっとうできないだろうと。そういうことで、担当課長が一生懸命に奔走しまして、その伐採した竹の再利用を研究したと。結果的に、それが今事業になりつつあって、この事業が終わった後も、この5人の職員を継続雇用ができると、こういう見通しが立ってきたと。こういうふうなテレビ報道をやっておりました。当然やはり受け皿を作るということは、そういう事業であるべきであると思うんですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、この事業に関しましては、平成22年度、23年度の継続ということでございます。24年度以降どうするかということでございますけれども、地域の安全確保ということについては、これは継続してやっていかなければいけないことと思います。また、後退させてはならないというふうに思っております。どういう形になるか、これからの検討ということでございまして、財源がなくなるというようなこともございますが、できるだけ後退ということにならないような方法を模索していきたいなというふうに思います。

○桜田秀雄君

同じような、ふるさと創生基金の中で、ぼっちの事業がありますけれども、僕もよくぼっちに寄るんですけれども、これで果たして、あれは3年ですけれども、それ以降、事業を継続できるのかなと、こういう心配をしているんですけれども、やはり、ただ単にお金がおりにきたから事業をやればいいんだということではなくて、やはり、いかにそうしたものを継続的にやっていけるかと。そういう努力を、ぜひ、していただきたいと、このように思います。

次に、まちづくり基金、文化会館基金、野球場建設基金、これについては、一括でお願いしたいんですけれども、現状をご説明願いたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

現状という言葉が、何を現状というのか、私にもはっきり、今わからなかったんですけれども、この3基金につきましては、基金の残高等については、まず、申し上げたいのが、一般会計の参考資料にも添付させていただいておりますが、まず、応援寄附金のまちづくり基

金については、22年度末の見込みが328万9千円の残高見込みでございます。文化会館につきましては、102万2千円でございます。野球場建設基金につきましては、100万2千円という、22年度末の残高見込みになっております。

**○桜田秀雄君**

わかりました。予算を見ると市からの一般会計からの出資金は5千円とか、2千円とか、わずかなものでございますけれども、今の財政状況を考えれば、やむを得ないのかと思えますけれども、ぜひ、これも市民の皆さんから広く寄附金が募れるように、ご努力を願いたいと、こういうふうに思います。

次に(8)の市議会議員選挙費についてお尋ねをいたします。

平成19年の選挙で、公費負担の問題について、さまざまな問題がございました。監査委員会から幾つかの問題点、これは検討いただいて、指揮されておりますけれども、その辺の改善策というのは、どのようになっているのでしょうか。

**○総務課長(長谷川淳一君)**

今、ご質問のとおり、平成19年度市議会議員選挙におきまして、公費負担分に関する監査請求が出されております。監査委員の監査結果につきましては、ご存じだと思いますけれども、公費制度に関する交付金の支出について違法性はないというような判断が出ております。しかしながら、意見ということで、公費負担制度の透明性、公平性、明瞭性、これを確保する意味で、わかりやすい事前説明。それから、審査方法の改善。また、必要に応じた例規、様式等の改正に取り組むことを要望するというような意見が出されておりますので、それに基づきまして、選挙管理委員会といたしましても、昨年11月に実施しました市長選挙の折に、燃料費に関する部分、これにつきましては、事前にわかりやすい説明ということで、1台に限定した給油というのを説明させていただきました。また、そのほかには、給油した車両番号の明記、これは様式を変えて、そういう形で添付していただくようにしております。

また、ポスター等につきましても、請求に際して、ポスター作製1枚あたりの単価の内訳明細書、これを添付していただくことによって、透明性、明瞭性の確保を図るというような改善に取り組んでおります。

**○桜田秀雄君**

わかりました。

次に、議案第23号、国民健康保険特別会計予算についてお尋ねをいたします。

国民健康保険税の税込、24億8千441万円でございますけれども、このうち、資産割による税収は幾らか。また、共有名義の場合がございますよね。そういうものについて課税はされているのかどうか。

**○国保年金課長(石毛 勝君)**

それでは、お答え申し上げます。23年度当初予算の資産割分の積算によりますと、1億2千万円程度の額でございます。

また、共有名義につきましては、その代表共有者の方の課税ということでやっております。

### ○桜田秀雄君

今、千葉県内も含めて、全国的に、この資産割の課税、これはなくしていこうと、こういう方向性にあると思うんですね。一般質問の市長答弁の中で、一般会計からの繰り入れは、納税者の不公平感を生じることから困難だという、こういう答弁があったかと記憶しております。それまで、私もJRに勤めておりました、JR健保というのに入っておりました。JR健保に共済金を払っていながら、市へ納めた市税の中から国保関係に繰り入れられると、こういうことについては、大変違和感を持っていたわけでございますけれども、でも、結果的に共済組合等に加入している者からすれば、やはり二重課税、二重支払いになってしまうと、こういうふうに思うんですね。

また、同じように持ち家に住んでいる方は、長期ローンを支払いながらの固定資産税を支払って、不動産についての税金というのは、これは納税義務を果たしている、私はこういうふう思うんですね。そういう意味で、これは二重課税にあたるのではないかなど。個人的には、そういうふう思っているんですけども、これは法律的には認められているという課長のお話もありましたけれども、例えばお隣の佐倉市に豪邸を持っていたとします。しかし、今、八街に住んでいれば、それで仕事がなければ、資産割課税がされないと思うんですが、このように資産割の課税には、いろんな矛盾がある。このように私も思うんですね。我が国の国保年金制度は、明治38年に始まりましたけれども、例えばこの前、新聞を見ましたら、僕もびっくりしたんですね。市の職員というのは、いわゆる地方公務員共済組合に入っていますよね。この組合費というのは、半分が公費から出ていると。このように認識しているんですけども、そういうふうにしますと、例えば共済組合に入っている人は、国保税に一般会計から繰り入れられますと、二重課税になると。また、国民健康保険税を納めている人から見れば、また、そこから職員の皆さんに対する保険料まで分担をしていると。こういうふうになるかと思うんですけども、八街市にも長期・短期を含めまして、約6億円が拠出されております。こういうことで、ある自治体で、この共済金は23年度予算に計上しないと、こういう自治体があらわれてきて、世の中も変わりつつあるのかなど、僕もびっくりしているんですけども、そういう状況がありますけれども、市長、この辺、不公平という観点から見て、どのような見解をお持ちでしょうか。

### ○市長（北村新司君）

一般質問での答弁でも申し上げましたけれども、一般会計からの繰り入れにつきましては、国保加入者以外に運営費の一部を負担していくこととなりますので、不公平感がございます。このことから、一般会計からの繰り入れにつきましては、国民保険運営を基本にしていますので、今後も税収の確保、あるいは利用給付費の抑制に努め、健全な財政運営を維持できるように、国民健康保険事業を続けてまいりたいと、そう思っているところでございます。

### ○桜田秀雄君

私も一般会計に当初予算で、一般会計から国保に入れる。これは、やはりいろいろ問題があるだろうと。そうはいつでも、国保は独立採算というか、そういう形になっていますから、



結果的に補てんするのは、これはやむを得ないのかなと、こういうふうに思っておりますけれども。そういうことで、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川宏史君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時11分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、議案第2号から質問させていただきます。

先ほど桜田議員からも質問があったところですが、改めて、私の方からも伺うところがあります。引き下げの根拠は何かということで、説明の中では2時間程度の会議だと。1時間あたり2千500円と設定したということなのですが、これは、設定するにあたっては、何らかの例があったのかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

時間単価の根拠ということだと思いますが、これにつきましては、市議会議員の報酬月額、これをベースに一応させていただきまして、月20日程度、1日7時間程度というような形で割り返したところ、大体2千500円程度になるということがベースになっております。

○丸山わき子君

それと、この引き下げをしたという点では、行政改革の一環だと。それと、他市と比べて若干高いというようなことで見直しがされたということなのですが、今回、改正しない役職について、今後どのように検討されているのか。その辺についてお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回、見直しを行いましたのは、日額報酬に関する部分でございます。このほかにも年額報酬、あるいは月額報酬ということがあるわけでございますけれども、このことにつきましては、本当に年額報酬がいいのか、月額報酬でいいのか。また、額がどうなのか。このことについても、引き続き検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今回、改正しない役職について、他市と比べますと、やはり若干高くなっているというふうに思います。そういう点では、行政改革であるということで、取り組まれるのであれば、徹底した対応が必要ではなからうかというふうに思います。

それから、2点目に市税収の補助員に関して、ここに関しましては、若干引き上げとなる

ということなのですが、この引き上げとなる根拠は何なのでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

収納補助員の関係でございますが、この収納補助員については、基本報酬部分がございます。この基本報酬部分の算定根拠については、市の臨時職員の一般事務職員の賃金、これがベースになっております。現行が1時間あたり730円ということになりますが、4月以降、臨時職員、一般事務賃金を1時間あたり790円に引き上げるということで、予算計上をしておりますので、これをベースに計算をして引き上げになったということでございます。

○丸山わき子君

この収納補助員に関しましては、年間4千件の対応をされているわけですね。それで、訪問1件につき50円。それから現年度分訪問の収納に関しては100分の2。また、過年度分については100分の3。それから、勧誘により口座振替の申し込みがあった場合は1千分の1。こんなふうに別立ての手当が付いているわけですね。本当に今回のこの改正の中で臨時職員等の対応があるというのはどうなのかなというふうに思うんですが、その辺については、どんなふうな見解なのでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、基本報酬部分と、今お話があったようにケースによって上積みがあるというようなことございまして、その基本報酬部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一般事務の臨時職員の賃金掛ける1日の勤務時間、これをベースにするということで、当初から設定をしておりますので、そこの賃金部分が引き上がるということになれば、そこも引き上げるのが、当然基本的な考え方だろうということで思っております。

○丸山わき子君

ほかの臨時職員さんとは、ちょっと立場が違う対応をしているわけですから、ここまで引き上げていく、基本的な部分での引き上げが必要だったかどうかというふうに、大変疑問を感じるところで、この辺については、検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、これにつきましては、検討いただきたいというふうに思います。

それから、議案第3号につきまして、特別職の給与等に関する条例改正であります。

これは、市長をはじめとする職別職の給与改正なんです。これは7パーセントの削減の根拠、これは市長自身にお伺いしたいんですが、どのような根拠をもって7パーセントにしたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

私のことで、大変恐縮なんですけれども、特別職の給与をどの程度削減するかという点につきまして、現状の特例条例を基本として、その上で、私の公約でもございます健全財政を維持するということを自らも積極的に関与するという姿勢を示すということから、削減を上乗せすると、実施するというものでございます。

このたびの7パーセントの削減につきましては、現特例条例での市長の影響額が概ね50万円でございます。それを2倍にということを目途にして、100万円程度、減額するこ

とを念頭に、私が判断して検討した結果でございますので、ご理解をいただければと思います。

#### ○丸山わき子君

私、この首長の給与に関しては、やはり基本的な考え方をもう少し持っていたかなきゃならないんじゃないかなというふうに思うんですね。もちろん健全財政、これは大きな柱だと思います。今の八街市の市財政の状況からいきますと、当初予算の市税収は前年度比、2億4千万円減収の見込みなわけですね。そういう点では、市長が言われるように健全財政を維持していくためには検討しなければならないと。

基本的な考え方が4つあると思うんですが、そのうちの1つだと思うんですね。2つ目には、市民の理解が得られる水準、これを考えなきゃいけないと思うんです。今、八街市の市税の収納率は県下56番目なわけですね。市長報酬は、県下20番目に高いんですね。ですから、こういうことを考えれば、市民の皆さんの納得が得られるのかどうか。そこら辺も検討すべきである。

それから、類似団体との比較、均衡ですね。八街市の類似団体は東金市。東金市は72万2千500円、これが月額報酬になっています。白井市、富里市、大体類似団体ということで74万7千円ですね。こうした類似団体との均衡も当然、加味していかなければならない。それから、一般職との均衡、これも考えていかなければならないんじゃないかと思うんですね。管理職手当、今回も20パーセント削減ということなんですけれども、八街市の職員の給与水準、これは東金市と比べますと、かなり低い状況になっています。このように4つの視点から考えたときに、果たして7パーセント程度の削減でいいのか、このように感じるんですね。

先ほど100万円程度をとというようなお考えなんですけど、100万円程度を目標にするとしたら、月額は一体どのくらいになるんですか。その辺については。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

質問の趣旨に合った答弁になるかどうか、わかりませんが、7パーセント減額をいたしますと、給料額が79万9千800円ということになります。

#### ○丸山わき子君

だから、市長が100万円を減額していくということを目標にしているというのであれば、もう少し月額報酬は、このくらいになるということをお知らせしておくのが本来じゃないの。これ、どう見たって類似団体とは、かなり高い状況になりますからね。やはり、そういう点では、本当にきちんと減額をするんだという姿勢が見られるような、そういう対応をしていただきたいなというふうに思います。

それから、ここでもう一つ伺いたいところは、先ほども桜田議員からもありましたけれども、この削減は時限的な措置になっているわけですね。今後の状況もあるから、状況を見ながら検討していくから、時限的な措置なんだというようなことを言われたんですが、今後はどういうふうに考えようとしているのか。その辺についてはどうなんでしょう。

**○総務部長（浅羽芳明君）**

先ほどご答弁したとおり、市長もそういう判断、今後の状況を見ながらという判断から暫定的に1年間ということになりました。その今後の状況というのは、当然、財政状況、社会状況を見ながらということになろうかと思えます。

**○丸山わき子君**

この間、ずっと時限的な措置できていると。地域経済の状況というのは、上向きにはなっていないんですね。どんどん悪くなっている。それから、毎年こういった予算審議の中でも市民の生活状況は悪化していると。市税収は上向きにはならないという方向は、もう見えているわけですから、そんな少しずつ、少しずつの対応ではなくて、きちんと本則でスパッと対応すべきではないかなというふうに思うわけです。そういう点では、今後、年度途中でも十分対応できるわけですから、積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、議案第5号の一般職の管理職手当の特例に関する条例改正です。この間、管理職手当の削減というのは、平成17年度を皮切りに、ずっと進められてきていると。18年度はなかったというようなことなんですが、この間の給与改定、また、総額はどのくらいになっているのか。その辺については、おわかりでしょうか。

**○総務部長（浅羽芳明君）**

管理職手当の削減の影響ということでご答弁させていただきます。ただいま、ご指摘のとおり、平成17年度から18年度を除いて、現在まで減額をしております。平成17年度は10パーセントの減額、それから、19年度以降は20パーセント減額ということで、継続をしております。その間、17年度、それから19年度から22年度までの合計額、影響額を申しますと、約3千500万円ということになります。23年度も引き続き20パーセントの削減を実施するということになると、これに700万円程度の額が加わるということになります。

**○丸山わき子君**

この給与に関しまして、類似団体の1人あたりの給与というのは、639万7千円なんです。これは、全国的な平均ですね。千葉県内類似団体、東金市は592万8千円。ところが、八街市は556万3千円、年間36万5千円もの差があるわけですね。同じ類似団体でも本当に八街市の職員の給与は低いというような状況です。この中で、さらに、この20パーセント削減を今後も続けていく。これは、大変職員にとっても、私は労働意欲をなくす、そういうこともあるかというふうに思います。そろそろ、この20パーセント削減は、検討すべきではないかなと。東金市は10パーセントというような状況があるわけですね。そういう点で、この20パーセント削減というのは、検討すべきではないかなというふうに思いますが、これは職員の担当課に答えていただくのは、つらいことですので、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（北村新司君）**

やはり近隣の動向等々がございますので、少し勉強させていただきたいと思えます。

## ○丸山わき子君

近隣の動向といっても、先ほど言ったように類似団体より、はるかに低い、そういう給与状況でございますので、ぜひ、これは職員の皆さんが意欲を持って働ける。そういう職場環境を作っていくべきであるというふうに考えますので、ぜひ、検討いただきたいというふうに思います。

それから、議案第14号の一般会計の補正予算、時間がございませんので、1点お伺いいたします。特別会計の繰り出しについてであります。

国保財政安定化支援事業繰出金1千826万円ということが出されておりますが、この国保財政安定化支援事業、この性格について、新規で導入されておりますが、この辺についての説明をいただきたいと思っております。

## ○財政課長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。今回の国保財政安定化支援事業の一般会計の繰出金についてご説明させていただきます。

趣旨といたしましては、国保会計の保険者の責に帰することができない特別な事情に基づくと考えられる要因、3点ほど考えられるわけでございますが、例えば病床数、ベッド数が多いとか、高齢者が国保会計で多いとか、そういう特殊な要因がある場合について、それに着目いたしまして、限定的に一般会計から国保財政の安定化、財政面の安定化を図るために一般会計から繰り出しをするということございまして、今回の実際の安定化支援事業につきましては、高齢者が特に多いということで、算式に当てはめた結果、新たに1千826万6千円のルール分の繰り出しが生じたということで、今回、3月補正で計上させていただいたということでございます。

## ○丸山わき子君

やはり、このように国の方が国保会計の運営にあたっては、繰り入れをしていかないと成り立たないと、これを認めたようなものなんですね。先ほども答弁の中で、一般会計からの繰り入れは不公平だと。不公平にあたるというようなことを言っているわけなんです。そうではないんだと。国だって、やらざるを得ない状況になっている。それから、国保のこうした資金繰りに関しては、一般会計から繰り入れてもいいですよと、そういう条例があるわけですね。こういう条例を全く無視して、不公平だの何だのということで、市民には大変高い国保税を押し付けているというのが実態ではないかと。そういう点では、やはり国保のあり方、本当に見直していくべきだというふうに思います。

時間がございませんので、次にまいります。

議案第22号の平成23年度一般会計予算で、予算編成方針について、本当に時間がないものですから、端折ってまいります。3つ目に第2次基本計画の整合についてというようなことで、基本方針が出されております。この中で、大池雨水第三幹線事業計画というのが出されてきておりますけれども、まず、市長にお伺いいたします。降雨量50ミリの受け入れしかできない施設になっているわけですね。今後の街づくりの中で、これは大きな欠陥で

はなかろうかと。もう既に八街市は80ミリ近い雨が降っているわけですね、1時間にね。そうなりますと、もう受け入れられないというのがわかっているけど、こういう小さな施設を作る。これを承知で実施するということですか。その辺について確認したいと思います。

○市長（北村新司君）

この大池雨水第三幹線事業計画につきましては、粛々と計画どおり進めてまいりたいと思います。

○丸山わき子君

粛々はいいいんですけれども、欠陥があると、問題があると、これを認めて粛々と進めていたのでは、大変な街づくりですよ。本来ならば、きちんともっと大きな受け入れの排水管を埋設するというなら、まだわかりますよ。最初から受け入れ不可能なものを作る。これでは街づくりにはならない。税金の無駄遣いになるばかりじゃないですか。私は、そういう事業は進めていただきたくない。やはり、この40億円を投入するという大きな事業に対しては、もっと慎重になるべきだと。ましてや財政が厳しい中でやるわけですからね。ですから、この事業は一旦見直し、凍結をすることを、私は求めます。凍結しなければ、40億円はどうするの。大変な無駄遣いになりますよ。

それで、これは本当に八街市が今まで進めてきた駅の北口の区画整理と全く同じ状況になるんですよ。今、本当に閑散として、新たな事業が進まない状況でしょう。また、同じことを繰り返す。こんな市政では困るんですよ。もっときちんと計画的な財政運営が求められていると思います。

今、最もやらなければならないことは、やはり市民の暮らしを守ること。今、本当に生活悪化が進んでいます。暮らしを守る施策を充実させること。

それから、この5年間で土木費が2分の1に削減されていますね。道路整備が一向に進まない。市民の要望とは裏腹な状況になっています。そういう点では、こういった施策をまず優先させる。そうした中で、この大池雨水第三幹線の事業をきちんと検討をする。その間には調整池を作って、冠水対策に備える。こういう街づくりをぜひ進めていただきたい、このように思いますが、再度、市長の答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

これでは、本当に八街市の街づくりはめちゃくちゃになってしまう。このように私は思います。ぜひ、検討いただきたいと思います。

それから、第2次基本計画の整合の中で、もう一つ、活力と希望あふれる八街創設、こういうことを言われているわけですが、言葉は大変魅力的です。問題は、その中身ではないかなというふうに思うわけですね。今、八街の基幹産業、農家は野菜の低迷に本当に苦しんでいる。市内業者は仕事がない。経済悪化に苦しんでいる。にも関わらず、新年度の商工農業予算は前年度より、さらに削減されて、予算総額のたった2.3パーセントという状況です。

これで本当に活力を生み出すことができるのか。思い切った経済活性化の取り組みが必要ではないかなというふうに思うわけですね。

市長は、今、多くの自治体が取組んで、経済活性化の大きな力になっているという住宅リフォーム助成制度、これは地域経済の波及効果はあると考えるか。その辺について、市長に答弁いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

活力と希望あふれる八街の創設についての取り組みはどうかというような質問でございますけれども、八街市を元気にするために、私は常々申し上げましたとおり、市内の商店や企業の受注機会を増やすための施策、あるいは八街産野菜をPRし、ブランド化して、所得を増やすなど、農商工が活気を取り戻すための施策を展開してまいりたいと思っております。

また、児童医療費助成につきましても、中学3年生まで拡大し、子育て家庭への経済的支援、保育園の待機児童の解消など、働くお母さんを支援することにより、希望あふれる八街市にしていきたいと思います。限られた予算の中で、最大の効果を発揮するように、行財政改革にも積極的に取り組んで、活力と希望あふれる八街市を創設してまいりたいと思っております。

先ほど申し上げました住宅リフォーム制度につきましては、今のところ考えておりません。

**○丸山わき子君**

市長、質問を聞いていてよ。リフォーム助成制度をやってくださいと、私、言ったわけじゃないじゃない。経済波及効果はあるかどうかと、そのように考えるか、どのようにお考えですかというのを聞いたんでしょう。答弁が違うじゃないですか。

**○市長（北村新司君）**

住宅リフォーム助成制度については、今のところ考えておりません。

**○丸山わき子君**

違う、違う。波及効果はあると考えるかどうかということです。

**○市長（北村新司君）**

その点につきましては、住宅リフォーム助成制度につきましては、考えておりません。今のところ考えておりません。

**○丸山わき子君**

市長、そんな住宅リフォーム助成制度をやれと、私は聞いているんじゃないでしょう。住宅リフォーム助成制度の経済波及効果はあると考えるか、ないと考えるか、どうぞ。

**○市長（北村新司君）**

その点については、まだ、勉強が足りないところがございますけれども、リフォーム助成制度については、今のところ考えておりません。

**○丸山わき子君**

そんなこと聞いているわけじゃありません。何で国が、もう助成をしますよと、そういう制度になっているにも関わらず、市長は随分のんびりし過ぎているんじゃないですか。今こ

れだけ市民が苦しめられていて、経済の打開をどうしたらいいのか。今の八街の経済の疲弊をどう打開させていくのかというときに、そういうことをのんびりと考えているような、そんな時間はないじゃないですか。

私、歳入歳出全款のところで、市税について引き続きお伺いいたします。本当に収入率の低迷の打開、職員の皆さんが本当に一生懸命やっています。しかし、打開はできないんですね。払いたくても払えない実態があります。住宅リフォーム助成制度を導入した自治体は、財政効果も望めると。仕事を確保したことによって、税金を納めていただく、そういうことがすごく増えた。そういうことを言っているわけですね。ただ単に仕事を確保するだけではなくて、こうした自治体に対しても、大きな効果があるんだというように、取り組んでいる自治体は言っているわけですね。八街市には、土木・建築・タイル・ブロックなど、そうした建築業者、あるいは小売業者、卸売業、約1千業者がいるんですね。そのもとで8千300人の方が働いています。全国各地で地域経済活性化のために、住宅リフォーム助成制度を導入して、本当に元気になっている。こういうところをもっと学んで、八街市でも導入すべきである、このように思うわけでありまして。ぜひ、市長、研究をしていただきたい、検討していただきたい、このように思いますが、1点、検討についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

検討してまいります。

○丸山わき子君

ぜひ、その姿勢で、一刻も早く実施をしていただき、八街市のこの経済疲弊を打開する、その取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それでは、時間がございませんので、残念ながら。それでは、人件費のところで、23年度の正規職員、それから臨時職員はどのような状況か、お伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

23年度ということですが、23年度当初では、職員数は派遣職員を含めて554名になる予定でございます。それから、臨時職員につきましては、予算ベースでということですが、概ね275名程度の雇用を予定しております。

○丸山わき子君

これは、年々臨時職員が多くなっていくというところで、やはり臨時職員の身分を含む採用などの雇用の適正化を図る。そういった要綱を作っていく必要があるというふうに思います。21年度の決算時には、検討するというような答弁がございました。23年度からの実施はできるのかどうか。その辺についてどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

臨時職員の雇用の関係でございますけれども、現在、年次有給休暇等の取り扱いについては内規を定めておるところでございます。それから、要綱をというふうに、23年度できるかということですが、できるだけ早く実施を図るような方向で検討、内容的にいろいろ検討しなければいけない部分が多いものでございますので、検討はできるだけ早



い検討に着手したいというふうに思います。

○丸山わき子君

ぜひ、その辺については、臨時職員さんを多く抱えるわけですから、内規程度ではなくて、きちんとした要綱で臨時職員さんの身分を含む採用に関して、きちんとしたルールを作っていただくということが求められると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、入札についてお伺いするものであります。

まず、お伺いいたしますのは、23年度の業務委託に関しまして、オーエンスが庁舎、それから老人福祉センター、スポーツプラザ、中央公民館、図書館の落札をしているわけですが、これは何年目になるのか。その辺について、オーエンスが、それぞれの施設に関して落札しているのは、何年目になるのか、お伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

手持ちの資料を見させていただいているんですけども、私ども庁舎については、株式会社オーエンスが、手持ちの資料では、平成11年度からということで、今、平成23年度もこの前の年度前入札で受注したと、落札したということでございます。そのほかについては、手持ちに資料がないので、はっきりとした年度は申し上げられないということでございます。

○丸山わき子君

庁舎については11年。それから、ほかの施設については約8年ですね。毎年、毎年ね。これは、どう考えても、素人が考えても、何で同じ業者なのかと、大変疑問を感ずるわけですが、その辺について職員の皆さん、特に担当課の職員の皆さん、これはおかしいというふうにお思いにならないでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

丸山議員が、今お話しされたおかしいという表現が、私にはよくわからないんですけども、私ども副市長を長にしている指名競争入札の資格審査委員会をやっていまして、各担当課から基本的には、多分6者で推薦がありまして、そこで審査をして入札に入るということで、このオーエンスにつきましては、入札の結果、かなり継続してやっているということで、私ども担当としては、このオーエンスにつきましては市内業者、営業所でございますが、市内業者ということでございまして、ほかの市内業者を6者集めることができませんので、このオーエンスを除いて入札を行うということは考えられませんし、まして、今きちんと施行、成果を上げておるということで、その会社を入札の指名から外すということは担当としては考えられないということで、引き続きオーエンスが受注していただきましたら、23年度もきちんと成果を上げていただきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

どう見ても、同一業者が長期間にわたって落札するというのは、何か不可解なものがありますよね。これがまともに問題なしというふうに考えてしまっているのかどうか。私は、これは検討すべきであると。1つの業者だけに仕事が行ってしまっているのか。23年度のこの業務委託の入札に関しましては、地元の業者が、もう1社新たに入っているわけす

+

ね。もう1社入っているんですよ、地元の業者が。すべて、その業者も落札することなく、オーエンスに行ってしまうと。

もう一つ、私、大変不思議なのは、23年度は図書館と中央公民館を一緒にして、社会教育施設ということで入札を行っているわけですね。私は昨年12月議会のときに、おかしいんじゃないのと、何で一緒にするのと。市長は地元業者の受注機会を拡充する、これが市長の公約だったんじゃないのと。何で一緒にするのということを言ったら、いや、今回はそうさせてくださいと。結果を見ますと、別々に落札したときよりも、今回2つになって、108万4千円も高くなっているんですよ。普通なら安いために一緒にして入札するというのならわかるけれども、そうじゃなくて一緒になって、さらに高くなっちゃっているんですよ。これは一体どういうことなの。これはおかしいですよ。そうやって、わざわざ高くなるように配慮があったんじゃないのと、そう言わざるを得なくなってくるんですよ。そういう点では、本当にこの同一業者のあり方や、わざわざ安くするために一緒にしたはずなのが、高くなってしまふ、落札がね。これは、私はもっと研究すべきだというふうに思います。

それと、時間がございませんので、1点お伺いしますけれども、低落札に対する調査制度、これはやはり低落札によることによって、いろんな影響が出てくるわけですね。特に建設業の低落札の場合は、そこで働く労働者の労働条件の悪化。それから、実際に請けた仕事がおざりになってしまうというようなことで、これは国交省の方も指摘をしているわけで、やはり低落札に対する対応は、早急にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

この調査制度に関して、今後検討するというような、これも21年度の決算の中での答弁があったと思いますが、23年度はどのように対応されるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○財政課長（加藤多久美君）

この低入札の価格調査制度については、私の方から、るる答弁申し上げてございまして、今、ほとんど原案の方は作成してございますので、23年度の早い時期にこういう制度、私ども内部組織として入札契約制度検討委員会がございまして、そこに一応諮りまして、23年度の早期に実施するというので、今、財政課の方で準備をしているというところでございます。

#### ○丸山わき子君

ぜひ、その点については、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

若干、時間がございますので、最後に予算編成方針にあたりまして、これは市長に再度お伺いいたします。この23年度予算が本当に市民の暮らしを守る予算になっているのかどうか。その辺で先ほど、若干説明いただいたところでございますが、今本当に経済悪化のもとで、滞納せざるを得ない世帯、本当にあります。こういう中で、今、八街市は滞納世帯に対して、行政サービスへのペナルティーを課しております。そういう点では、こういった行政サービスのペナルティーではなくて、滞納している世帯に対しても、行政サービスをきちん

と提供する、こういう姿勢を示すべきであるというふうに思いますが、その辺については、市長どうでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

先ほども申し上げましたとおり、予算編成につきましては、行財政改革をしっかりと進めながら、今年度、議会の皆様方のご理解をいただけるように、中学校3年生までの児童医療費助成、これも提案したところでございます。このことは、保育園の待機児童の解消など、働くお母さんを支援することでございますので、議会の皆様、議員の皆様におかれましても、ご理解をいただきたいと、そう思っているところでございます。

**○丸山わき子君**

私は、市民の皆さんの経済悪化のもとで、市税収も低迷する。そうした中で、いかに市民の暮らしを守るのか。ここがないと、市長は市民目線の予算編成ができたというふうに言われましたけれども、私は本当にそうかなと、大変疑問を持つところであります。市民の暮らしを守る予算にするために、今後も、ぜひ、積極的な対応をお願いし、私の質問を終わりにいたします。

**○議長（古川宏史君）**

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時10分)

+

**○議長（古川宏史君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

**○右山正美君**

それでは、通告どおり質問していきたいと思えます。

議案第7号ですが、公民館使用料の問題であります。これは住民の方々、我々もそうですけれども、やはりキャンセルした場合には戻してほしいというようなことをずっとこれまでも言い続けてきたわけですから、それが一部、中身を今聞くんですけれども、どういう状況で、そういったことになっていくのか聞きたいのですが、まず、1点目は使用者の責に帰することのできない理由によって、その使用が不能となったときということでありまして、私は条文を見ますと、旧のやつの方が公民館の管理及び運営上の必要に基づき使用の許可を取り消した場合というのが、これが私ははっきりするのではないかなというふうに思いますが、まず、1点目に、その使用者の責に帰することのできない理由によってということ、どういうことであるのか。その辺について説明を受けたいと思えます。

**○教育次長（越川みね子君）**

使用者の責に帰することができないということにつきましてなんですが、例えば公民館におきまして、工事、急な修理等が入りました場合、使用ができなくなった場合ということを考えております。

**○右山正美君**

それだったら、旧の方がより明確になるんじゃないかなと思いますけれども、幅広く、これは考え方を入れたということじゃないかなというふうに思うんですけれども、次に、そういうことで、問題はキャンセルした場合には、その一部を返納するというところでございますが、相当の理由があると認められたことによって、返還するということですが、これはどのようなことが考えられるのか伺います。

**○教育次長（越川みね子君）**

八街市公民館の管理及び運営に関する規則第8条第2項において、相当の理由があると認められる場合については、各号に掲げるとおりとするという明記をこのたびさせていただきます。

1号といたしまして、使用者またはその関係者が感染症等、その他疾病、または家族の介護等により活動を中止する場合。

2号といたしまして、使用者またはその関係者の冠婚葬祭と使用日が重複したため活動を中止する場合。

3号といたしまして、前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める場合と定めさせていただきます。以上でございます。

**○右山正美君**

条件等の変更の承認という点では、細かく書かれたというところには、評価されるわけですが、今言われた第3号の、これはまた教育長が特に必要と認めた場合というのが、これはなかなか解釈の仕方が、どの程度に解釈すればいいかということなんですが、私どもの考えるには、期間の問題、時間の問題とか、そういったこととか、あるいは季節等に関わる問題で、なかなかそこに行けない事情ができたとか、そういったことも考えられるわけですが、その辺の教育長の必要と認める、その幅、その辺のことについてはどうでしょうか。

**○教育次長（越川みね子君）**

幅といいますと、私どもは一応やはり議員がおっしゃいましたように、自然災害、先日みたいな大雪が降った場合、急遽中止するとか、台風、それで交通機関が麻痺してしまうとか、中止せざるを得ない状況のときには、私どもも、まずは基本、変更をお願いするんですが、どうしても、サークル、団体の方にご使用いただいておりますので、連絡等もつきませんと、急にはできませんので、大変申し訳ないのですが、そのときに日時の調整をさせていただいて、それが日時の調整がつかない場合には、やはり還付という形をとらせていただきたいと思います。などは思っております。

**○右山正美君**

できる限り、そういった、使う方もそうですけれども、やはり施設者もいろんな事情というものがあろうから、ぜひ、これはできるだけ、もし、それ相当なキャンセルをした場合には、やはり返還するという、これは正しいと思いますし、問題は本題の問題ですね。やはり公民館が1つしかないというところに問題があって、やはりもっとほかにも公民館があれば、よその地域では無料で貸し出しをすれば、文化活動を一生懸命やっている団体の人たちが多いわけですから、やはり八街市も文化活動をどんどん活性化する市民のそういった向上意識を高めるという点においては、やはり公民館とか、そういったものが、たった1つでは、これはしょうがないわけですから。ぜひ、その辺のところも積極的に検討をしていて、公民館をもう1軒増やすとか、そういったことも含めて、市民の文化活動の向上のためにも、ぜひ、努力をしていただきたいと思います、このように申し上げておきます。

次に、議案第10号ですけれども、国民健康保険税の税条例の一部を改正する条例が付議案の18ページですけれども、提案をされたわけでありまして。国保税の限度額を47万円から50万円に引き上げることをございます。

その人たちは、どういう人たちが影響を受けて、どのくらい、その額が出てくるのか。それは私も運営協議会で説明をいろいろしたわけですが、やはりかなりの人たちが影響を受けるということなんですけれども、その内容についてお聞かせを願いたいと思います。

#### ○国保年金課長（石毛 勝君）

それでは、お答え申し上げます。今回の限度額の引き上げにつきましては、国の施行令で限度額を法律上定めてございます。この法律が改正されましたのが、22年4月1日に今回お願いしてございます医療分といたしまして、法定限度額が50万円、後期の支援分としまして13万円、介護の納付金分としまして10万円という定めが、今現在、22年度の4月から施行されております。そこで、この法定限度額につきましては、もう6年続けて、国は引き上げてございます。これが、また、23年4月1日におきまして、さらに医療費が1万円増、支援分が1万円増、介護分が2万円増と。また、4万円の引き上げをするということで、厚生労働省は打ち出しております。これに伴いまして、そこで23年4月に引き上げがありますと、八街市との差が8万円という法定限度額からの差になってございます。それと、昨年度の歳入の減少という中で、繰上充用もさせていただいて、21年度決算も非常に厳しい状況、また、なおかつ今年度、22年度の決算も今見込みますとかなり厳しい状況であるというところから、今回やむなく、現在の法定限度額まで引き上げさせていただくということで、ご質問の影響力でございます。現行の医療費分でございますと、47万円を超過する世帯が現在376世帯ございます。これで、最大3万円増加いたしまして、50万円になりますと、それを超える世帯は317世帯ということございます。つまりは、ここで47万円以上で、今まで打ち切りでございましたが、47万円を超えます376世帯の方は3万円の範囲内での引き上げになってしまうということになってございます。同じように医療分が1万円増になりますので、医療分につきましては、対象が限度額、現在の12万円ですと389世帯、これ以上の方が1万円の範囲で増額になるということで、トータルいたし

+

まして、あくまでもこれは中間での試算でございますが、対象としました医療分、支援分合わせまして、調定額で1千370万円ほど増額ということになります。

#### ○右山正美君

医療分で317世帯が限度額が引き上がってしまう。支援分で308世帯の方々が、これは限度額は1万円引き上がってしまうということで、これはやはり市民に負担がかなり増えてくるということでございます。同時にもう一つ言わなきゃならないことは、国の施策によって各種控除が廃止になるということで、国保税に影響を与えないために、今までの住民税方式を廃止して、旧ただし書き方式に変えていくということで、国保税、この13年になっていくんですけども、ただ、この場合によっても、かなり国保税が引き上がってくるというふうになってくるんですね、現実的にはね。旧ただし書き方式は、住民税方式と違って扶養控除とか、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除などがなかったために、そういった、そういうただし書き方式に一本化しようとしているわけですけども、それでは、やはり国保税が引き上がってしまうということが、出されているわけなんですよ。夫婦世帯とか、あるいは子育て世帯とか、家族の多い世帯や障がい者世帯などで、これは負担が重くなっていくという、現実的に。こういうふうにはやはり出されているわけで、今ここで、政府のいう方式に今まで、八街市は市として47万円、これを地方税法上の国の方針どおりいくと50万円にしていく。これが今回の50万円にしていく方法なんですけれども、これをやはりやっていると、本当に今わずかというか、1千300何十万の全体の引き上げになっていくわけですけども、やはり個別にしていくと、本当に負担増になってくるということに、これは景気が上向いている部分だったらいいんですけども、やはり住民に負担がかかるという面では、かなりのものが来るのではないかなというふうに思いますけれども、担当課としては、その辺については、どのように考えているのか。

#### ○国保年金課長（石毛 勝君）

今のお話の中で、旧ただし書き方式と住民税の方式ということで、既に八街の場合、旧ただし書き方式で課税をしておるところでございますが、扶養控除前の基準所得額での算出をさせていただきますので、この国の示す旧ただし書き方式に統一するということでの増はないというふうに考えております。

なお、先ほどご説明申し上げました限度額の引き上げで、こちらもいろいろとシミュレーションしてございますが、医療保険分、47万円から50万円に引き上がることによりまして、どの基準の所得の方が対象になるかということで、例えば資産の割合が今20パーセントでございますので、資産割のごく平均で7万5千円の資産税額で算出いたしまして、親子4人の世帯ということで試算しますと、現在の47万円の限度ぎりぎりで行きますと、55万9千842円、概ね556万円の所得の方が、その47万円の限度額以上ということになりますので、それ以下の所得の方は、一切、今回の改正によりまして影響はないということでございます。

#### ○右山正美君

それは、ごく一部分であって、医療分だけで考えますと、59世帯の方々がそういったように、引き上げにあたらないというだけで、317世帯の方は、それは引き上げにあたるわけですから、1世帯で500何十万という、そんな大きな金額じゃないわけですから、やはりこれは、景気もそうですけれども、困窮者を増やして、さらなる滞納者を増やしていくという、こういうことが懸念されるわけで、私は本当に今の時期に、そういう税法上の50万円まで持っていけるんだという、そういった発想が、今、景気低迷ですから、やはり資産割とか運用割、そういったものを応能・応益割を検討して、やはり払える国保税にしていこう。ここのところが最優先ではないかなというふうに思うんですよ。

先ほども言いましたけれども、全体的には1千300万円ですから、1千369万8千900円という金額が、その引き上げによって得られる収納というわけですから。逆に考えてもっと払えない人たちが払えるような国保税にして、もっと全体的に引き上げを、納税をしていこうよ、そういった方針転換というか、それの方が、私はもっといいのではないかなというふうに思うんですけども。国の方も、この変更によって、一般財源から繰り入れをなさないと、そういう具合なことも改定に向けて、この財源に保険料を充てることができるという改定も2013年に、今、行おうとしているわけですけども、関連法案がこのままでは通らないというようなことも、いろいろありますけれども、しかしこの問題は後でも言いますけれども、地方財源については削減の方向ですから、やはりその辺も納められるような人を増やしていくということが、私はすごく大事ではないかなというふうに思うんですよ。国保の問題で、また、委員会の中でも十分やっていただきたいなと思いますし、この引き上げについては、やはりいろいろ問題が、私は出てくるんじゃないかなというふうに思います。

後期高齢者支援金も、これは1万円引き上げることなんですけれども、これもかなり影響が出てきますので、その辺のところも、私は懸念材料ではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺は、私は改善していく必要があるのかなと、そういう具合に申し上げておきます。時間がありませんので、先に進みます。

次に、一般会計について、予算案ですけども、4款1項4目の健康増進について、予算書の167ページです。後期高齢者医療健康診査受託事業について、事業内容について伺いたと思います。

#### ○市民部長（森田隆之君）

後期高齢者医療制度における被保険者の健康診査でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から実施しております。実施主体につきましては、千葉県後期高齢者広域連合となっておりますが、その事業である健康診査につきましては、市が受託を受けて実施をしているものでございます。

例年8月から9月にかけて、実施をしております、平成23年度については、1千500人の受診を見込んでおります。検診の内容につきましては、必須項目であります問診、身長、体重、BMI、血圧測定、診察、血液検査、尿検査等でございますが、前年度の結果から医師の判断によって、選択項目として、そのほか、貧血や心電図検査、眼底検査等を実施して

いるものでございます。

○右山正美君

予防医療の観点からも、私は受診率の引き上げとか、あるいはまた受診の種目の幅を広げるということでは、積極的に対応すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、これは受診率を引き上げるといことは、私は本当に非常に大事なことではないかなというふうに思いますけれども、今言われた予算書では、1千50人を目途にするんだということですが、その受診率引き上げについては、どのように考えているのか。

○市民部長（森田隆之君）

受診率の向上対策ですけれども、まず、広域連合におきましても、広域連合の広報紙、ホームページ等によって周知を図っております。また、市といたしましても、市の広報、健康カレンダーによる周知。また、これは全被保険者に受診券を郵送によって通知をしています。

それと、各地区会場の設定といたしましては、結核、肺がん、前立腺がん検診と同時に実施をすることで、相乗効果を高めていきたいと思っておりますが、その結果、平成22年度につきましては、前年より3.79ポイント向上しております。

○右山正美君

ぜひ、引き上げていただいて、やはり重症化させない。あるいは、早く病気を発見して治療できるような、そういった体制、これを作る必要がありますし、その努力をやはり担当課としても、ぜひ、していただきたいと、このように思います。

時間がないので、次に進みますが、4款2項2目の塵芥処理について伺いたいと思いますけれども、焼却炉の維持修繕事業でございますけれども、これはかなり、20年度決算で7千72万円、21年度決算で7千451万円、焼却炉維持修繕事業がかかったと。今回、23年度で1億円の計上をして、2千数百万円が余分に修繕費用が計上されているわけですが、これはやはり大きな焼却炉で、修繕費もかさむ。小さい焼却炉だったら小さいなりの修繕費ですけれども、やはりこれは大きな焼却炉を作って、それだけやはり修繕費がかかるということですが、これは内容的にどのような修繕をしていくのか。その辺についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

修繕料が前年度と比べて高いんじゃないかなということですが、ご案内のように焼却施設のプラントの耐用年数は約7年というように言われておりまして、去年までの修繕等につきましては、消耗品費等に係るものでございました。今年度につきましては、平成14年12月に稼働しておりますので、既に7年以上経過しておるんですが、いわゆるプラントに関わるものにつきまして修繕を行うということでございます。

○右山正美君

クリーンセンターの建設事業費が、30年までいろいろ起債を返済しなきゃならない。あと29億5千万円、これは返済しなきゃならない。それと同時に修繕費がやはり1億円近い、決算でいうと7千万円ぐらいですけれども、それがずっと借金が終わるぐらいまで、ずっと



これが継続してやっていくわけですよ。後ほど相対的に、どのくらい今修繕費がかかっているのか後で伺いますけれども、やはり大型は大型なりの本当に大規模な修繕をしないと維持管理ができないということで、今も私も焼却炉にたまに行きますけれども、やはりそんなにないんですよね、燃やすものが、はっきり言って。本当に、この大きな焼却炉で市民に住民のそういったものが、生活の関連のものが後回しにされて、そういったものに使われたというところに、それを後に維持管理が莫大な金がかかっていくということは、やはり事業の持っていく方、あり方というものが、やはりまずかったんだと。やはり事業評価をちゃんとしなきゃいけないと思うんですよ。そういう点で、私は焼却炉については、これは、またなければ大変なことになるわけですから、やはりそういう面でメンテナンスもかかると。事業者が今あそこに24時間燃やして20人体制ということでございます。そういった人件費とか、維持管理とか、そういったものはかなりかかるわけで、そういう面からすれば、本当に私はこの焼却炉は非常に大変なものだなというふうに感じましたし、これからも、やはりまだ29億円残っているんですからね。これ、借金も払っていかねばいけませんから、これは私は大変なものではないかなというふうに思います。これは、どこまでというか、耐用年数が来るまで修理はしていかなければならないということになりますと、これは大変なことになっていくんではないかなというふうに思います。

次に行きたいと思いますが、農業振興、経営体育成対策事業費について伺いますけれども、この事業の内容について伺いたいと思います。

○経済環境部長（並木 敏君）

事業内容につきましては、新規就農者、意欲ある経営体などの多様な経営体が、経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用の機械、施設の整備等の経費を助成する事業で、平成22年7月に県が認定する認定就農者及び認定農業者に対しまして、希望調査を行いまして、事業希望者が7名おりましたので、国に対し、要望したところでございます。

○右山正美君

これは、団体ではなくて個人ですか。

○経済環境部長（並木 敏君）

八街につきましては、これは個人を予定しております。

○右山正美君

ぜひ、そういった具体的な支援策が、本当に大事になってくるのではないかなと思いますし、新規就農者、この人たちが本当に農業が安定的にできるような、そういった体制づくりも、ぜひ、積極的にやっていただきたいと、このように思います。

次に、商工費でございますけれども、観光農業推進費負担金について、負担金の内容というものについて、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（並木 敏君）

プロモーション協会の負担金で、補助金じゃなくて。

○右山正美君

そうです。プロモーション。

○経済環境部長（並木 敏君）

ご指摘のプロモーション協会の負担金でございますけれども、この協議会につきましては、観光立県ちば推進ビジョンのもとに、観光に係る事業者、商工団体、農林水産団体、経済団体、文化団体、NPO、大学、行政などが協働して、持てる人材や資源を効果的に利用して本県の有する多様な魅力を全国に向け、広報宣伝いたしまして、本県観光のイメージの向上を図るというものでございます。

○右山正美君

そこで、観光農業ということで、八街市も進めているわけですがけれども、これもやはり個人任せなんですよね、はっきり言って。補助金出すとか、負担金を出すとか、そういったことに終わっていて、ただ、それだけで終わっているように、私は思うんです。やはり夢のある街づくりというか、いろいろ、今テレビなんかでも観光地の撮影とか、いろんな形で出ているわけですがけれども、やはり映画の撮影場所になるような背景とか、情景とか、そういったものがあるとか、あるいは光町でも稲の旋律とかなんとかという映画もやりましたけれども、あそこでやはり田んぼの田植えから収穫までのずっとした、そういう撮影をやりました。酒々井町でも、ちょっとした映画ですがけれども、田んぼの上などで撮影もやりましたね。だから、観光も含めた、そういったプロモーションに協力をするとか、そういった人たちを誘致するとか、何か夢のあるような、そういう負担金もわかりますけれども、そういうところをやはり、ただ、負担金を出すということではなくて、やはりみんなの知恵を出して、そういうものを引き出してくるという、これがやはり私は大事ではないかなというふうに思うんです。そういう環境整備もやはり整えていく。やはり八街市を売り込んでいく。ある作家は八街に来て、きれいな街だというふうに、これは小説でも言っているわけですから、やはりそういう売り込み、市長はトップセールスで、八街市の農産物を売ると、宣伝するというふうにされているわけですがけれども、やはり環境とか、そういったものを莫大な、そういった経済的波及効果も、その中には出てきますからね。ですから、ただ単に、そういったものに負担を出すとか、そういうことではなくて、やはりそのことから活動を開いていく。あるいは夢を開くような、そういうものにしていってもらいたいなというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところも検討をしていただきたいと、そういう具体的に言っておきます。

時間が、あと6分しかありませんので、飛ばして、下水道事業特別会計について、お伺いをしたいと思います。本年度予算は9億4千829万4千円、対比で2億578万4千円、27.71パーセントの増ということでございますけれども、事業については、枝線の問題とか、大池が入ってきておりますけれども、予算増については、このことの増によるものと認識してよろしいでしょうか。

○下水道課長（吉田一郎君）

主な増理由といたしましては、公債費元金と下水道雨水建設費の増によるものでございま

す。公債費元金におきましては、平成23年度分の補助金免除繰上償還額1億6千386万9千円と平成22年度分補償金免除繰上償還に係る借換償還元金5千508万8千円を当初計上したことによるものです。

平成22年度におきましては、補助金免除繰上償還は、補正計上でありましたことから、このような増額というふうになっております。

○右山正美君

あと、新年度では汚水の長寿命化計画で、カメラを入れていろいろ検査していくということで、2千万円ほど予算を組んでいますけれども、こういう事業がどのくらいまで、どの範囲で、これは全体像として考えていいのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○下水道課長（吉田一郎君）

このたびのカメラ調査につきましては、平成25年度以降の長寿命計画、耐震化計画等に基づく事業の一環として行うものでありまして、概ね、1万メートル、10キロメートルほどのカメラ調査の対象としてあります。

○右山正美君

次に、枝線計画について伺いますけれども、23-1工区と23-2工区、2つありますけれども、その辺についてどうでしょうか。

○下水道課長（吉田一郎君）

23-1工区と23-2工区ですけれども、こちらはどちらも真井原地区の污水整備でございます。この2本ですと、延長が587メートル、整備面積2.06ヘクタールでございます。

もう一つ、単独の部分がございますけれども、この2本の補助金の対象の事業ですと、このようになります。

また、この補助金の2本ですと、接続対象戸数は35戸でございます。

○右山正美君

最後になりますけれども、大池の雨水幹線の問題ですけれども、これは先ほども言いましたけれども、焼却炉の問題も言いました。大きな物を作って、やはり維持管理、修繕・修理が大変な金額になっていくということ。大池の問題では、丸山議員も言いましたけれども、これはやはり事業費全体が大変な金額で、総事業費は39億3千200万円。それと国費が16億1千万円としても、市債と一般財源で23億2千200万円ということになると、やはり、今こういう事業がやられてしまうと、道路もそうですけれども、市民生活がやはり後回しにされてしまうという懸念が、私はすると思うんですけれども、市長、この辺についてどうでしょうかね。本当に、今やっているものかどうか。それは、私はこういったものが優先されてやっていると、市民の問題が後回しにされたりとか、これまでの駅北側区画整理事業とか、焼却炉をやって、道路がガタガタになって、事故も起こったりとか、いろいろして、やはり今後そういったことが起こる懸念があるんですよ。それは、やらなければいけない事業だとはわかっていますけれども、やはり一時凍結することも、私は勇気がいると思うんで

すけれども、その辺についてはどうでしょうかね。

**○市長（北村新司君）**

先ほども丸山議員に答弁したところでございますけれども、大池第三雨水幹線整備事業につきましては、計画どおりに進めてまいりたいと思っております。

**○右山正美君**

時間がありませんけれども、これは設計費用が5千万円ですよ。シールド工法でやるというふうに知っていますけれども、私は、その設計業者がいるわけですから、これだけのこれは予算ですから縮小されるんでしょうけれども、でも、私はそういったプロですよ。そういうプロというのはノウハウを持っているんですよ、設計においても。今は全部パソコンですからね。パソコンのノウハウを持って、それでやっていくわけですから。私は、どう考えても、この5千万円の設計業務というのは、納得できませんし、驚きですよ。驚嘆ですよ、これ。どういう設計をやるのか。私は、その辺を強く言っておきたいと思えますし、国も地方財政計画は、税という潮位が増えますけれども、社会保障削減とか、地方の再生対策事業削減、設備投資経費6千億円の削減、一括交付金化、臨時財政対策債の減ですよ。配分方法の見直しをすると。特別交付税を見直し、こういったことを今の政府は考えているんですよ。そういった背景があって、そういうことを考えると、なかなか、私は大きな事業を勇気を持ってやれることはできないんじゃないかなというふうに思います。このことを申し上げて、私の発言を終わります。

**○議長（古川宏史君）**

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時51分)

(再開 午後 2時01分)

**○議長（古川宏史君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

**○京増藤江君**

それでは、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算について伺います。

予算書の145ページ、歳出3款2項4目児童福祉施設費中、児童クラブ管理運営費について、まず、伺います。

平成21年及び22年4月の児童クラブ待機児童の実態を伺います。

**○市民部長（森田隆之君）**

平成21年及び平成22年4月時点での児童クラブの待機児童数につきましては、平成21年4月現在が15名、平成22年4月現在は28名となっております。

なお、平成23年度につきましては、現在、審査を進めているというところです。

○京増藤江君

この保育園の待機児童も増えているんですけども、それはやはり保護者が働いていらっしゃるということが大きいわけなんです。保育所に預けたい人がいらっしゃるということは児童クラブに預けたいという方も増えているわけです。このように、21年度、22年度も待機者があると。それで、私も担当に聞きましたら、4年生や5年生もやはり入所したい、こういう状況があります。

児童クラブの入所対象者は3年生までなんですけれども、やはり保護者は3年生までというのは不安で仕方がない。今のご時世、何があるかわからないということで、やはり四街道などでも6年生までちゃんと預かってくれる。こういうことは、もうあたり前だと思うんですよ。ぜひ、児童クラブ、今年の4月時点で、待機者を出さないようにしていただきたい。待機者が出たら、その場合の対策をきちんと講じていただきたい。そして、4年生などの高学年の入所者にも対応してほしいと思います。この点については、いかがでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

児童クラブにつきましては、計画的に整備を進め、分校を含め、全小学校区に開設しております。ただ、いまだに待機児童がいる状況となっておりますので、今後、待機児童の受け入れのための児童クラブの整備については検討してまいります。

それと、6年生までの児童ということですが、現在は低学年、1年生から3年生までの方を優先して入所の受け入れをしておりますけれども、定員に余裕のあるところについては、4年生、5年生といった方も受け入れておりますので、引き続き、同様に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

高学年についても、希望者はすべて入れていただきたいということと、新しい1年生、この子たちに待機させてはならない。今、募集中ということで、まだ、きちんとどのぐらいが待機するかということは、わかってはいないようなんですけれども、去年、その前と待機児童が出ているところを見ますと、今年も恐らく出るだろうと。ここへの対応をきっちりとしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、157ページ、3款3項1目の生活保護費、生活保護総務費中、緊急特別措置事業住宅手当についてでございます。この事業は、平成21年10月から開始されております。失業者増を反映しているんだと思うんですけども、前年度よりも予算は増えております。平成21年1月末現在の支給対象者、そして利用者はどうなのか。また、22年1月末現在の状況はどうなのか、お聞きします。

○市民部長（森田隆之君）

平成21年度と平成22年度の支給件数と就労件数ですが、平成21年度における住宅手当の支給決定件数は12件です。平成22年度につきましては、1月末現在において27件であります。

○京増藤江君

この支給対象者というのは、今、出なかったんですけども、利用の方々が増えているというのはわかるし、失業者が増えているんですから当然だと思うんですが、本来ならば支給対象者である方々が、この制度を知らないのではないかと、知らない方々もあるのではないかと思います。といいますのは、私もたまたま、働いていて失業したために、アパート代を払えなくてホームレスになってしまったという方と知り合ったんですけども、もうホームレスになってからだと、無料低額宿泊所に入らなければ、もうどうしようもないという面がありますので、この制度の周知徹底をお願いしたいと思うんですが、また、しているのかどうか。この周知徹底についての状況をお聞かせください。

#### ○市民部長（森田隆之君）

この制度につきましては、就職活動を安心して行うことができるように、就労能力及び就労意欲のある離職者で、住宅を喪失、あるいは喪失のおそれのある方に対して、アパートの家賃相当額を住宅手当として支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をハローワークや社会福祉協議会と連携をして行うものであります。

支給対象者が離職者と限定されていることから、ハローワークに求職の相談に出向き、この制度の紹介を受けて申請に至るといったケースが多く見受けられるのが実情であります。窓口での相談時においても、この制度が該当すると思われる場合につきましては、リーフレットを活用して、十分、制度の周知を図っているところであります。

+

#### ○京増藤江君

リーフレットの活用などということなんですけれども、何らかの働きかけがないと、なかなか、そのリーフレットをどこで見るとか、あると思うんです。若い方たちは、無料低額宿泊所に入ってしまうと、そこがもう住居となってしまいますと、就職をするにしても、本当に難しいというふうに、実際に入っておられた方々が言うておられます。やはりきちんとアパートに入居して、そこを住居として職探しをしないと、なかなかですよということを経験者の方々が言われておりますので、リーフレットをどう配布するのか。どう知らせるのかということでは、本当にこの制度を周知することになるのかということでは、大変疑問ですが、本当に就労支援をしていくなれば、この制度をきっちりと使って、無料低額宿泊所に入らなくて済むような方策をとっていただきたいと思います。

+

次に、157ページの生活保護費について、その中の生業扶助費についてですが、これも前年度より増えております。働き盛りの方々が、今、失業しておりますので、この生業扶助費、これからも大変必要な費用だと思うんですが、前年度の実績はどうだったのか伺います。

#### ○市民部長（森田隆之君）

生業扶助ですけども、これは保護者が生業を開始したり、就労することによって、その収入の増加や自立の助長が見込まれる場合に必要な費用を扶助するものであります。具体的には、生計の維持を目的とする事業の開始に必要な資金、機具等の費用や生業につくために必要な技術を習得するための技能習得費、あるいは高等学校等就学費、就職支度費を支給するもので、平成22年度は1月末現在で、408万7千957円を支出しております。

○京増藤江君

実績というのは、どのような方たちというか、どのような内容に使われたのか。例えばどのような資格に挑戦できたのかとか、そういう実績というのか、内容をお聞きしたいんですけども。

○市民部長（森田隆之君）

生業扶助の中で、技能習得費、これは生計の維持に役立つ、生業につくために必要な技術を習得する経費ということで、自動車の運転免許取得、ヘルパー資格取得等でございますが、これが31件ございました。それと、高等学校等就学費でございますが、これは高等学校等に就学し、卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、正規の就学年限に限り利用する経費で、教材費、授業料、入学料等でございますが、これにつきましては245件の利用がありました。

また、就職支度費としましては、就職が確定した際に就職するために必要とする洋服類、履物等の購入に要する経費でございますが、これが4件でございます。

○京増藤江君

この生業扶助費については、本当に拡充をすることが必要だと思うんです。といいますのは、この議会の中でも国民年金よりも生活保護費の方が高いという人もいたりとか、そういう紹介がされたりしております。そして、一般市民の方も、そういう意見はあります。しかし、生活保護を受けている方々が、どのような気持ちで受けているか。働き盛りの方々は本当に自立をしたい、こういう願いを持っている方々がたくさんいらっしゃるんです。そういう方々が本当に仕事ができるように、ぜひ、この生業扶助費をしっかりと紹介していただいて、自立をしたいと願っている方々が、きちんと使える制度にさせていただきたいなと思います。これが、市民の皆さんが、八街は生活保護を受けている人が多いと思っていらっしゃるんですけども、実際には、このように技能を習得するために頑張っている方もいらっしゃる。そして、そういうことができるんだということを、私は市民の皆さんに本当に知っていただいて、困っているときには安心して生活保護を受けられる。そういうふうな八街にさせていただきたいなと思います。

次に、232ページなんですけれども、教育指導費中、教育指導諸費のうち校内適応指導教室補助教員について伺います。

八街市では、不登校の児童・生徒が多い状況が相変わらず続いています。私たち日本共産党は、適応教室に先生を配置するようにと要求して、各中学校に先生が配置されているんですけども、ここに通える生徒は、ほんの一部です。こういう不登校の生徒に対応できるのが一部ということが、もう長年続いている。これでは、本当に子どもたちが自立していく、自立を助けてもらえる、そういう教育は実現しにくいのではないかと、私は思います。

今後、この不登校になっている子どもたちが、もっと多く対応してもらえるような、そういう方策はどのように計画しているのでしょうか。

○教育次長（越川みね子君）

お答えさせていただきます。まずは、人と関わることに不安を感じ、外出できない児童・生徒に対しましては、学校教育相談員が家庭を訪問いたしまして、本人や保護者に対して相談に乗るなど、学校と家庭をつなぐ役割を果たしていきたいと考えております。

**○京増藤江君**

そのように、今までやってきているんですけども、しかし、実際に子どもたちの行き場所が少な過ぎる。これで本当に子どもたちの成長を保障できるのかということがあるわけですね。それで、この適応教室指導教員、これは、今、通学しているお子さんたち、本当に心が疲れて、傷ついて、現状の今子どもさんが通学している中での対応で、この適応教室の指導する方々、先生は本当に手いっぱいではないかと思うんです。そういう場合に、もうちょっと拡大するために、例えば養護の先生方のそういう力を借りていく必要があると思うんですけども、保健室登校、例えば軽いうちは、まだ学校に行きづらくなっている段階では、養護の先生方の力を借りていく。そういうことが、子どもの居場所を増やしていく1つの手ではないかと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

**○教育次長（越川みね子君）**

学校におきましては、保健室登校は、もう行っておる状況です。

**○京増藤江君**

この保健室登校が、本当に不登校になる手前で有効に活用されると、この中学校の200人近い不登校の子たちが、少し救われていくかと思っておりますので、できることを、ぜひ、取り組んでいただきたい、そう思います。

次に、234ページの育て八街っ子推進事業費のうち学力向上推進員について伺います。

先日の答弁の中でも、教育長は学力向上推進員配置によって、子どもたちに勉強への意欲が出てきたというふうに答弁されました。いかに教員の増員が必要かということが、この答弁からもわかります。その中で教育長は、中学校での教員の配置は結構手厚いんだというふうな答弁も同時にあったと思うんですけども、しかし、十分じゃない。手厚いかもしれないけれども、十分ではない。だからこそ、不登校が相変わらず多いんだと思うんです。私は一般質問の中では、各学区にもっと増やすようにということを言ってきたんですけども、やはり先生を増やしていくことが、いじめにも早く気づくことができる。そして、勉強がわかるようになれば、不登校も減っていくのではないかと、このように思います。

ですから、この学力向上推進員、増員の方向で、すぐにはできないにしても、ぜひ、増員の方法を計画していく。こういうことが必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

**○教育次長（越川みね子君）**

ご質問の学力向上推進員の増員につきましては、まず、増員するのではなく、現在配置しております学力向上推進員を一層有効に活用していくことが重要であると考えておりますので、今のところ増員は考えてございません。

**○京増藤江君**

より有効に活用するという、それは、私はとても大切だと思うんですけども、しかし、



実際には子どもたちが本当に楽しく学校に行けているかと。行けている子どもさんもありますが、例えば本当にいじめを受けて苦しい思いをしている子どもさんも、実際に中学校にいますね。学校に行きたくて、途中まで行ったけれども、行けなくて、地域の方に助けられた、話を聞いたもらった。その内容はどうかというと、学校で殴られたりしている。そういうお子さんも実際におります。教育長の先日の答弁では、いじめが減っているということをご答弁されたんですけども、いじめの件数については、調べ方もあるし、そのとき子どもがどういう気持ちで答えているとか、いろいろありますし、いじめを減らすという、そういう方針で調査をしたならば、もしかしたら減っていく、そういう傾向になるかもしれませんが。しかし、問題はいじめを減らすとか、そういうことではなくて、いじめをいかに早く見つけるか。早期に対応するかと、そこが一番大事だと思うんですね。そのためには、人員を増やすしかない。私は、そう思うんですけども、いじめなどがやはり不登校の大きな問題になりますから、早期に見つけ対応するために人員を増やしていく。これは、私はこれから八街の場合は特に必要だと思うんですよ。今まで不登校も多いのが、本当に解消されていない。多少人数が減ったとしても、それは子どもたちの数も減っている。そういう中で子どもたちが苦しんでいるわけですから、ぜひ、この子どもたちが勉強がよくわかるように。そして、もし何か異常があったら見つけられるように、そういうふうに、この学力向上推進員を今すぐ増やせとは言いませんよ、もう3月予算ですからね。しかし、その方向を持っていくということだけでも、保護者や市民の皆さんに本当に安心感があると思うんです。教育長、いかがでしょうか。

#### ○教育長（川島澄男君）

いろいろ議員さんにもご心配をかけて、申し訳ありませんけれども、まず、いじめを減らすような調査をしているかのような発言がありましたので、1点目は言わせていただきます。

このいじめ調査についてのアンケートについては、いじめをされたということについて、子どもたちにアンケートをとっておりますので、自分がいじめをされたと思ったら、どういういじめをされたのか。言葉でのいじめ、足を蹴られたとか、そういうものが継続的に行われていると、そういうことでもってアンケートをとっておりますので、数を減らすための操作をするようなアンケートはとっておりません。それは、話させていただきます。

それから、いじめと学力向上と、そういうのが関連している、不登校とも関連している、それは私も承知なんですけれども、今の中学校では、中学校の職員の体制で県の方からは十分と加配教員が配置されております。そういう加配教員を配置されておりますので、さらに中学校では、職員体制を整えて、きめ細かな指導をしていきたいというのが、私の気持ちです。中学校には、それは要望していないということでございます。以上です。

#### ○京増藤江君

いじめの調査について、操作をしているんじゃないかというようなこと、そういう気持ちではないんですけども、教育長がそのように受け取られて、それは申し訳なかったなと思うんですけども、ただ、やはり県の方がちゃんと配置しているといっても、八街市の状況

は本当に子どもたちが大変な状況にある。これは、もう長年、そういう状況が続いておりますので、やはり県が、そのように十分配置していますよと言ったとしても、八街市のこの状況を変えていくためには、その対応という、本当に強い意思を持たざるを得ないというふうに私は思います。本当に同じようなことを、私たち日本共産党も何年も何年も質問してきて、各中学校の適応教室に先生を配置するのも、本当に何年もかかって、子どもたちに申し訳ないと、そういう思いは、私は本当に子どもたちにすまないなというのがあります。でも、それは本当に長年かかって、子どもたちは成長するんですけれども、やはり、でも、今現場にいる子どもたち、本当に早く安心して学校生活を送らせてあげたい。そういうことを、この議会でも、そして市民の皆さんと一緒に心を1つにして頑張れる、そういうふうなことを私はやっていってほしいなと思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

次に、239ページ、準要保護児童就学援助についてです。八街市では、この準要保護、国の基準で実施しているということで、ずっと進んでいるんですが、これは八街市の市民の実態には合わない。私はそう思うんです。市税収も昨年度よりも、2億4千400万円減を見込んでいる。この中で、この間、市民の収納率が減る中で、市税収は減り続けているわけですね。学校給食費の収納率も悪くなっている。これは、市民生活が本当に苦しいことをあらわしていると思うんです。国の基準ではなく、市民の生活実態に合った、新しい八街の基準を作るべきだと思います。今までの答弁では、国の基準でやっていくということで、今年度もそういう予算になっていると思うんですけれども、ぜひ、八街市の独自の基準を作りたいと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○教育次長（越川みね子君）

議員さんがおっしゃいますように、準要保護につきましては、国の基準において、子どもは認定させていただいております。認定にあたりましては、個々の実情に応じた配慮がやはり必要でありますので、審査をする際には、家庭の実態、保護者の意見を聴取しながら、認定をさせていただいておるところでございます。しかし、基準につきましても、今後も検討はしていかなければと考えておるところでございます。

また、公平性を欠くことはできませんので、そこは十分注意して認定をさせていただきたいと考えております。

#### ○京増藤江君

これは、前回の議会でも、私は八街の基準を作るよというふうに質問してきたんですが、やはりこれだけ給食費も払えない人が多いところを見ましても、もう国の基準ではとても間に合わないんですよ。そして、自分がどの程度の収入だったら、ちゃんと就学援助の対象になるのか。こういうことがわからない方々もいらっしゃるから、これだけ給食費を払えない方々が多いのではないかと、そう思われるわけですね。収入が減っているのに、先ほどからもありますが、では、例えば仕事おこしをどうするのか。そういうこともないわけです。ですから、まずは、せめて子どもたちが給食費を払えない場合、本当に自分は当てはまるのかどうか。私は、これを保護者の方々が自分で判断をできる。そういう基準が

必要だと思うんです。だから、例えば今後も皆さんの実態に合わせてとおっしゃるんですが、実際に自分は生活が大変なので、給食費を払えないので、ぜひ、この制度を利用したいというふうに、ご自分から言ってこられるようにする。そういう方策はどう考えておられますか。

#### ○教育次長（越川みね子君）

まず第一に、新1年生の入学説明会におきましては、書類もお渡ししてございますし、説明もさせていただいておる状況です。学校におきましては、特に、そのお子さんの状況はよく把握させていただいておりますので、学校の方でも、お話をさせていただくなど、保護者会等でも個人面談のときにお話はさせていただいております。ですから、年度途中で学校から申請が必ず上がってくるところもございます。

給食センターの方なんですが、未納というお話がありました。大変申し訳ないんですが、去年の夏、私も一緒に滞納整理に出させていただきました。そのときの実態なんですが、やはり支払いができませんというお話があると、給食センターの職員は必ず、こういう準要保護の制度もございます、生活保護の制度もございますと、そのことは必ずお話しいたしまして、ぜひ、行政の方に相談をしてくださいということで、お願いしてまいっている状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○京増藤江君

現場の方々には本当に一生懸命やって、その相談、対面できた方々には、そうやって丁寧にできるということがあります。それはよくわかっていますが、本当に子どもたちが給食費を払えなくて、親も苦しんでいる。これを私は何としてもなくしていく方向をとっていただきたいと思っております。

次に、295ページ、平成23年度の八街市国民健康保険特別会計予算についてなんですが、国保税についてです。国保税は前年度と比較すると、5千675万4千円増を見込んでいます。その根拠は、収納率を現年分80パーセント、滞納繰越分を15パーセントと前年度よりアップを見込んでいます。しかし、平成21年度決算において、現年度分の収納率77.2パーセント、22年度、19年度も同程度。また、滞納繰越分の収納率は平成21年度が11.47パーセント、20年度が11.48パーセント、19年度が12.09パーセントと低迷しているわけですね。市民の暮らしがいかにか大変かということ、この数字はあらわしているんですが、この収納率は現年分で80パーセント、滞納繰越分を15パーセントとアップできる、その根拠は何でしょうか。

#### ○国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。国民健康保険特別会計につきましては、当然のごとく、その特別会計という名のもとに、歳出、これは医療費等を含めまして、もう必然的に必要なものでございます。これをまずはじき出しまして、あとは財源をどういうふうに確保していくかということ、これを予算上で検討しているわけでございます。

今回の保険税の前年度の予算と比較しましてアップさせているという、この理由でございますが、現状で、まず、10月現在の状況を把握しまして、その段階で調定額はかなり落ち

てございます。その中で、財源を確保する中での検討といたしまして、現状の収納率はどのくらい行っているのかというところを見まして、直近で1月の状況を見ますと、昨年度よりも現年分で1ポイント近く上がるのであろうと。もちろん、これから5月末までの私どもの細かい作業、細部にわたる当然努力が必要だとは思っておりますが、こういうものを踏まえまして、徴収対策本部におきまして、数年前から目標値を80パーセントというように掲げてございます。私ども何とかして職員は、全国ワースト1という記録をとにかく払拭したいというのが念願でございます。まずは80パーセント到達、これを一丸として目標として掲げたということと、また、過年度分につきましては、現在2ポイントほど昨年度よりもアップしてございます。これは、当然のごとく対策本部を中心に、足しげく納税者との交渉等も行った中での収納率アップであるというふうに、私どもは自負しておりますが、これにはやはりお会いした状況を踏まえながら、親身になったご相談をさせていただくというのが、もちろんモットーでございますので、今後もその旨を職員一同念頭におきまして、収納率を1ポイントでも上げたいというところからの予算計上でございます。

#### ○京増藤江君

収納率が全国ワースト1、これを何としても返上したい、こういう思いで、担当の方々は本当に日々たくさん、あそこに来られる方々の対応をされている。これはよくわかります。それは、現場の方々が皆さんとお話をして収納率を上げていく。私は、これは当然だと思うんですよ。そして、皆さんから、「そうだね、これぐらいだったら払います」ということでやったださっている。本当に温かな対応というのは、私はよくわかります。しかし、ただ、私はこれだけではまずいと思うんですよ。この議会の中でも本当に経済対策がないということで、私たちは市長にも言ってきたんですけども、ただただ、収納率を上げよう、徴収をしていこうということでは、市民の皆さんに対して片手落ちだと思うんです。やはり収納率を上げるためには、どうやって仕事おこしをしていくのか。払ってもらえる収入を確保していくのか。これが問われていると思うんです。先ほどから市長も例えば、住宅リフォーム助成制度、検討はすると12月の議会でもおっしゃっていましたが、本当にこれは早急に、この住宅リフォーム助成制度を作っていただきたい。そうやって市民の皆さんの仕事を確保しながら、その一方で収入が増えた分、税金も払ってくださいと。こうやってお願いするのが筋だと思うんですけども、市長、この仕事おこしについて、この徴収と同様に頑張ってください、お聞きしたいと思います。

#### ○市長（北村新司君）

京増議員におかれましては、多分、住宅リフォーム助成制度についてお聞きしていると思うんですけども、このことにつきまして、八街市木造住宅耐震診断費補助事業を平成22年より実施しております。この中で、今、準備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### ○京増藤江君

市長、全国1割の自治体で、どうやったら地域経済を活性化できるかということで、本当

に研究しているんですよ。ですから、今、市長が言われたことだけじゃ足りないんです。

○議長（古川宏史君）

京増議員。これは議案から外れていますね。元に戻ってください。

○京増藤江君

徴収するためには、仕事がないとできないでしょう。徴収だけ強化して、市民の皆さんを本当に大変な思いをさせる。これだけでいいのかということを知っているわけです。ですから、仕事おこしが必要ではないかと、関連しているじゃないですか。子どもが聞いてもわかりますよ、本当に。

ですから、徴収強化というならば、仕事おこしの強化も、ぜひ、していただきたい。これは私はしっかりと肝に銘じていただきたいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（古川宏史君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、川上雄次議員の質疑を許します。

○川上雄次君

それでは、本議会に提案された議案についての質疑を行わせていただきます。

1項目めは、議案第22号、この中に公共対策費ということで計上されております。この協議会の内容についてお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この協議会につきましては、先般、ふれあいバス運行協議会から提言がなされました中で、今後、ふれあいバスに限らず、路線バスや近年注目されつつあるデマンド交通など、他の公共交通を含め、市内公共交通機関のあり方について検討するため、新たな協議会を設置することというような提案がございました。まさに、これを受けて、市内における公共交通機関のあり方について検討する場、機会ということで設けるものでございます。

○川上雄次君

この公共交通についてなんですけれども、国土交通省の中に総合政策局交通計画課という課があります。その中で、近年の少子高齢化等に対応するシームレスな公共交通の実現とか、あと、地域交通の維持・改善の地域住民等の多様な意見を吸い上げる等の施策が掲げられておまして、例えば、この中で、全国で認定事業ということで、全部で377件の認定がありまして、この中で千葉県としても多くの自治体が、その認定を受けております。例えば、例を挙げますと、この認定を受けた市町村が船橋市、隣の山武市、芝山町、一の宮町、佐倉市、旭市、いすみ市等が国土交通省の方の認定を受けているんですけれども、こういった国との連携、情報も共有する。そういった次元の高い協議会にしていきたいと思うんですけれども、そういったような角度のとり方、捉え方についてはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、おっしゃられたことについては、私も勉強不足で十分理解ができていないということでございますけれども、この協議会につきましては、公式な法定協議会というようなもので

+

はございません。あくまでも、市独自の任意協議会として、広く市民の方々、あるいは各種の団体等の方々から意見を聞かせていただくということで考えておりますので、ただいま、おっしゃられたようなことについては、認定を受けるというようなことについては考えてございません。

#### ○川上雄次君

どういったことが、これらの機関に寄与しているかという情報をしっかり集めていただいて、本市にも活かしていただきたいと、このようにお願いいたします。

それから、パブリックコメントとか、アンケート等で、より多くの市民の皆さんの希望等、要望等を吸い上げる、そういうような企画も、この中では考えていただけるのでしょうか。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

この協議会の構成メンバーにつきましては、一般質問の方でもご答弁を申し上げており、広く一般市民が参画できるような形で、なるべく公募委員を多くしたいということで、広く市民の方々から意見をお聞きしたいというふうに考えています。

それから、パブリックコメント等につきましては、この委員会については、先ほど来、申し上げており、意見をお聞きさせていただく、あるいは議論をしていただくということで、特別、それに基づいて計画書を策定したりといったことについては、そこまでは考えてございませんので、計画書について、パブリックコメントをいただくというようなことについては考えてございません。

ただ、もっと広く市民の方々の考えをお聞きしたいということで、アンケート実施の必要性があるというようなことで、協議会の方々の判断があれば、また、アンケートについては検討はしていかなければならないというふうには考えます。

#### ○川上雄次君

北村新市長になって、初めてできる新しい事業の1つだと思います。そういった意味では、活力と希望あふれる八街と、そういう市を実現するためにも、より充実した協議会が望みだと思うんですけれども、北村市長、これについてはご意見があれば、お願いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

今般、公共交通対策協議会なるものを立ち上げまして、市民の皆様方から広範囲のご意見を賜った中で、しっかりとした中で、どういう方向性がいいかということをしっかり協議してまいりたいと思っております。

#### ○川上雄次君

ありがとうございました。

次の項目なんですけれども、101ページ、住民基本台帳システム改修について。これは、法律が変わったことによって、こういったシステム改修をしなければならないということなんですけれども、これは単年度で終わるのか、また、複数年度にわたるのかをお聞かせください。

#### ○市民部長（森田隆之君）

この事業ですけれども、平成23年度と24年度の2カ年事業で行われます。国が提示したスケジュールによれば、法の施行日までに外国人住民に対し、仮の住民票の記載事項を通知することになりますので、これら各種テストを経て、平成24年7月から本稼働となる予定でございます。

○川上雄次君

かなり高額な予算がかかるんですけれども、国の方からの補助金等の対策はどうなっているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありません。今、把握しておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○川上雄次君

これは、国からの補助金が出る形になっているはずなので、その辺もしっかりと活かしていただきたいと、このようにお願いしたいと思います。

それから、次の項目になりますけれども、177ページ、ごみ集積所管理システム、これは昨年度からの計上になっていましたけれども、内容を見ると、人件費と、あと車の賃貸料が載っているんですけれども、システムの作成なのか、そういった実務なのか。その辺の内容をもうちょっと詳しくご説明願いたいと思います。

○経済環境部長（並木 敏君）

事業内容につきましては、住宅地図をデータベース地図ソフトを利用いたしまして、ごみステーションの場所、収集エリアを一元化管理するために行うものでございます。

○川上雄次君

これは、昨年から2名雇用した形でスタートしたと思うんですけれども、その成果に対しての費用対効果、どのような効果があったか、お伺いします。

○経済環境部長（並木 敏君）

このごみ集積所の管理システムの作成事業費でございますが、これは、辞職を余儀なくされた失業者の雇用を創出するために、市が新しい事業を計画して、失業者を雇用するという形の事業でございまして、新たに、これは6カ月未満という雇用期間に限定いたしまして、こういう形で6カ月を過ぎましたら、また、新たに雇用するという形でございまして、雇用機会を図るという形の事業でございまして、

○川上雄次君

それは、わかるんですけれども、その雇用して、この事業を行って、例えば市民サービスが向上したりとか、あと、ごみの中の資源ごみに対してのいろんな情報が集まったりとか、または、今後のごみ処理の事業にあたるいろんなデータがとられたとか、そのような事業の内容をお聞きしております。

○議長（古川宏史君）

川上議員に申し上げます。質問は二答終わりました。次に進んでください。

○川上雄次君

それでは、これは委員会に付託されますので、委員会の方で、そういった論議をしていただきたいと要望しておきます。

次に、222ページ、佐倉市八街市酒々井町消防組合の分担金についてなんですけれども、八街消防署の耐震改修ということの説明がありました。ご存じのように八街消防署は、非常に手狭であると、私は思います。そういった意味では、耐震改修ではなくて、新築とか、もっとしっかりとした取り組みが必要かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の工事でございますけれども、耐震工事とあわせて、既存調査の増築等も行うということになっております。それにつきましては、昭和47年に建築をされておりますので、設備面の老朽化が進んでいると。あと、含めて女性隊員による消防活動を望む声もあるということもありまして、女性隊員用の施設の整備、これもする必要があるので、現の庁舎では手狭となるということで、今申し上げたように、耐震化の補強工事とあわせて増改築をするというような計画でございます。

○川上雄次君

昭和47年当時から考えると、八街の住民も人口も増えておりますし、また、八街の出勤数なども非常に多いという状況がございます。そういった意味では、抜本的な改築なんかも、新築するか、または八街消防署の敷地に限界があるようでしたら、新たに北地区に消防の分署を作るとか、もっと積極的な市民の命と財産を守る施策については、取り組む必要があると思うんですけれども、今、考えられている拡充策、増築策で十分とお考えなのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

十分かと聞かれますと、現在、八街市においては1署1出張所というような形でございます。消防力の整備指針から算定をいたしました消防署所の整備数では、1カ所不足をしているというような状況であることは認識をしております。組合の方も建設、新設につきましては、社会情勢の変化に伴う財政状況の悪化などの理由もありまして、増設はしないで、既存庁舎を改修することとともに、あわせて敷地内に庁舎を増築して職場環境の改善を行うというような考え方はあるようでございます。

それから、また、既存の庁舎を例えば撤去して新築する場合。あるいは、新たに設置をする場合となりますと、その所在をする市町が庁舎の建設費用、これを全額負担するということとなります。そういうことを考えますと、現在の財政状況では、かなり厳しいものだというふうに考えておるところでございます。

○川上雄次君

そういった事情はあるでしょうけれども、この消防の分野というのは、本当に直接市民の命と財産を守っていくセクションであります。そういった意味では、極力、予算配分等も考えていただいて、より安心して住める街づくり、これに取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。



○議長（古川宏史君）

以上で、川上雄次議員の質疑を終了します。

次に、新宅雅子議員の質疑を許します。

○新宅雅子君

それでは、3点にわたり、ご質問いたします。皆さんがご質問したところもありますので、ダブらないように質問をいたします。

まず、1点目、予算書の177ページ、歳出4款2項2目の焼却炉維持修繕事業費についてご質問いたします。

プラスチック容器包装リサイクル法が決定されまして、不燃ごみが2分の1以下になり、良質プラスチックを出す報償金が、約1千万円、市に入ったと、ごみカレンダーに出ておりました。汚れたプラスチックは、そのまま可燃ごみにするわけですが、可燃ごみが増えているのかどうか。可燃ごみの量の推移についてお伺いいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

可燃ごみの量についてでございますが、21年度と22年度は、まだ、途中でございますが、21年度につきましては、約2万500トン。22年度につきましては、これはまだ1月末現在でございますけれども、1万100トンでございます、月あたりりに直しますと1千700トンと1千710トンという形でございます、ほとんどイコールだというようにご理解願いたいと思います。

○新宅雅子君

ありがとうございます。それで、クリーンセンターの焼却炉というのは、皆さんの大切な税金を使って、高価なもの、大きなものを作りました。それはそれでいいのですが、やはり長く大切に使うなければいけないと思っております。簡単に壊してしまっただけですが、長く大切に使う上で、市民がどのように協力をしていったらいいのか。できることはあるのか。現場の方からのご意見を伺いたいと思います。

○経済環境部長（並木 敏君）

現在、先ほど議員からもご指摘のとおり、プラスチック類を可燃という形で燃しているわけなんです、プラスチック類を燃しますと、カロリー、温度が上がります。したがって、中に鉄類等、メタル類が混入しておりますと、どうしても、それが溶けてしまうという現象が起こります。したがって、中にへばりついたりという現象がどうしても起こってしまうというのが現状でございますので、皆様方、市民の方々にくれぐれも分別、鉄類等を分別、資源は資源という形で分別をしていただくということをお願いしたいというように思っております。

○新宅雅子君

わかりました。それでは、金属は入れないということとか、プラスチック類もよく洗って容器リサイクルの方に入れるということで伺いました。

では、2番目に農業振興費、経営体育成対策事業費について、186ページを伺います。

これは、新規事業ですが、23年度で、この事業費を使うところはあるのかどうか、伺います。

○経済環境部長（並木 敏君）

現在予定しておりますのは、新規の就農者の補助事業といたしまして、2名の方。それと融資主体型の補助事業という形で、これは5名の方を現在予定しております。

○新宅雅子君

先ほど申し上げましたが、これは新規事業でございます。これは、継続していく計画はあるのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

これは、補助金絡みの事業でございますので、できる限り継続してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

それでは、最後になります。195ページの就労支援事業費について、お伺いいたします。

この就労支援事業費、アンテナショップ運営業務1千740万6千円。その上の就労支援のサイトの運営管理業務が75万6千円。合計1千816万2千円ですが、この委託料と書いてありますが、委託料の流れと内容について伺います。

○経済環境部長（並木 敏君）

委託料の流れということでございますが、アンテナショップの運営の関係で、駅前にあります、ぼっちを八街市駅南口商店街の振興組合の方に、平成21年7月1日に委託しております。同じく7月17日に開店をしております、現在に至っております、23年度も予定しておるといって形が流れてございます。

○新宅雅子君

それで、21、22、23年度までの事業というふうに、私も認識しております。1千800万円、先ほどからたくさんの方が経済悪化のもとで、みんな頑張っているというお話を聞きました。個人でそれぞれで、一生懸命働いて頑張っている中で、一応、1千800万円の委託料を、ぼっちに出して、これは23年終了後も、そのまま続けていかれるのかどうか。継続するのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

これにつきましては、現在、去年・今年と4名・4名という形で雇用しておるわけなんです、補助事業という形では、来年までの3カ年の補助事業だという形でございますが、継続するかどうかは、そのまま補助に頼らないでも、ぼっちが運営していけるのかどうかということに関わるとお思いますので、もう1年ほど時間はないのですが、当初予算計上時までは、見守っていきたいというように考えております。

○新宅雅子君

もう質問ではございません。私は、先ほどから皆さんがおっしゃっています、こういう経済悪化で、よくほかの議員さんもおっしゃいますが、八街は200万円以下の人がたくさん

いらっしゃるという中で、申し訳ないけれども、この1千800万円、それだけの委託料を出して、4人でやっているということで、私はこれは終わったら、自助努力でやっていただきたいと、そういうふうに思っております。以上です。終わります。

**○議長（古川宏史君）**

以上で、新宅雅子議員の質疑を終了します。

次に、鯨井眞佐子議員の質疑を許します。

**○鯨井眞佐子君**

私は、もう既にお二方から、私の質問は聞かれておりますけれども、少しだけ質問したいところがありますので、聞かせていただきます。

議案第7号、八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのごとでございます。この中で、やむを得ない事情がある場合の還付についてということで、先ほど右山議員にも答弁されておりました、教育長が特に必要と認めた場合に限り還付がされるというふうな項目もありました。これは、自然災害、中止をせざるを得ない状況であった場合というふうにおっしゃられましたけれども、このときは、どのような手続で還付がされるのでしょうか。

**○教育次長（越川みね子君）**

そのときは、まず、中止なさるといってお話になれば、公民館にご連絡が入りますので、改めて見えていただきまして、もし、日時を変更していただけるのでありましたら、空いている日に変更をさせていただきます。それも、協議いたしまして、調整ができない場合には還付という形になりますので、申し出をしていただいて、書類を書いていただいて還付という形になろうかと思えます。

**○鯨井眞佐子君**

今、聞かせていただきましたけれども、前は確かに還付はできませんと。入金してしまったものは還付はできないというふうに伺ったことがございます。それで、そういった、どうしてもやむを得ない場合、自然災害は仕方がないかなというふうに思うんですけれども、ですけれども、申し込み2カ月前から受け付けでしたか、私もうっかりしてしまいましたけれども、その中で、どうしても、そこの団体が事情が変わってきてしまったので、中止をせざるを得ないという事情もあるかと思うんですね、こういった自然災害以外で。そういったときに、私は何日前に限りとか、そういう期限を付けてもいいので、還付をする必要があるというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○教育次長（越川みね子君）**

そのときは、公民館にご相談していただきまして、日時を変更、できればでよろしいのですが、それもご無理ということで、やはりサークル等、団体の方々ですので、全員の日程が合いませんと、実施できない方向だと思えますので、そのときはご相談いただきまして、その都度検討をさせていただきます、対応してまいりたいと考えております。

**○鯨井眞佐子君**

わかりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算について。(1)歳出3款3項1目生活保護費総務費中、緊急特別措置事業住宅手当について、これは、①については、先ほど答弁をしておりましたので、私もしっかりと耳にいたしましたので、結構でございます。

②については、大幅に増額されておりますので21年度、本年度23年度におきましては、約776万5千円、増額されておりますので、この理由を伺いたいと思います。

#### ○市民部長（森田隆之君）

この事業を開始されました当初ですが、ほとんど申請がなかったために、平成22年度の予算編成時については、多くの利用を見込んでおりませんでした。ただ、平成22年4月以降になりまして、支給件数が急増いたしました。このため、9月の議会において746万4千円の補正予算を計上し、予算総額を1千36万8千円としたところであります。したがって、平成23年度予算にあたっては、これらの実績を勘案して、平成22年度決算見込額と同等程度を見込んだものでございます。

#### ○鯨井眞佐子君

わかりましたので結構でございます。ありがとうございます。

#### ○議長（古川宏史君）

以上で、鯨井眞佐子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

ただいま議題となっております、請願第23-1号及び議案第2号から議案第29号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、2日から16日までの15日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

2日から16日までの15日間、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

3月17日は、午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、10分後、全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時11分)

+

## ○本日の会議に付した事件

## 1. 請願第23-1号

議案第2号から議案第29号

質疑、委員会付託

## 2. 休会の件

.....	
請願第23-1号	八街市議会議員の定数削減を求める請願
議案第2号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
議案第7号	八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	八街市医設置条例を廃止する条例の制定について
議案第12号	八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	市道路線の認定について
議案第14号	平成22年度八街市一般会計補正予算について
議案第15号	平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第16号	平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算について
議案第17号	平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第18号	平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第19号	平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第20号	平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第21号	平成22年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第22号	平成23年度八街市一般会計予算について
議案第23号	平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算について
議案第24号	平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号	平成23年度八街市介護保険特別会計予算について

+

+

- 議案第26号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成23年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成23年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第29号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約に関する協議について

+